

2

市役所案内

庁舎案内

本庁舎

8階	傍聴席
7階	議場、傍聴席受付、全員協議会室、委員会室、正・副議長室、議員控室、議会事務局
6階	大会議室、600・601・602会議室、就学相談室、医務室、食堂、売店、記者室
5階	教育長室、教育総務課、学務課、指導課、地域学習支援課、監査事務局、501・502・503・504・505会議室
4階	水と緑と公園課、下水道課、環境政策課、建築指導課、地域整備支援課、公共交通課、都市計画課、交通対策課、施設整備課、道路課
3階	市長室、副市長室、秘書広報課、政策課、行政経営課、契約検査課、職員課、総務課、防災危機管理課、地域安全課、庁議室、301会議室（災害対策本部室）
2階	税務課、収納課、公共施設マネジメント課、財政課、子育て支援課、保育課、201会議室
1階	市民課、市民協働・男女参画推進課、文化スポーツ課、会計課、消費生活センター、市政資料コーナー、産業振興課、農業委員会事務局、保険年金課
地下1階	地下会議室
地下2階	庁用車駐車場

健康福祉事務センター

2階	生活支援課
1階	高齢者支援課、障がい者支援課

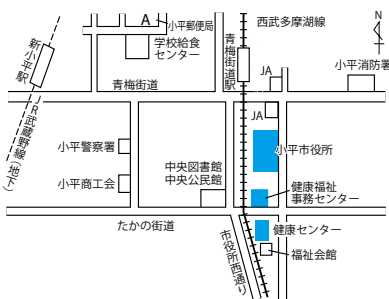
健康センター

4階	選挙管理委員会事務局、視聴覚室 新型コロナウイルスワクチン接種担当
3階	健診室
2階	健診室
1階	健康推進課、応急診療所



窓口受付時間 平日午前8時30分～午後5時 土曜開庁時のみ 午前8時30分～午後0時15分(28ページ参照)

■市役所 ■健康福祉事務センター ■健康センター



市役所 ☎ 042(341)1211(代表)
健康福祉事務センター ☎ 042(341)1211(代表)
健康センター ☎ 042(346)3700

■東部市民センター



東部出張所 ☎ 042(467)1211
花小金井図書館 ☎ 042(467)1215

■西部市民センター



西部出張所 ☎ 042(343)1211
小川西町公民館 ☎ 042(343)1415
小川西町図書館 ☎ 042(343)1200

市役所（本庁）では 一部 土曜窓口を実施しています

毎週土曜日の午前中に、市役所（本庁）の一部の窓口を開庁しています。ぜひ、ご利用ください。

なお、土曜窓口の取り扱いとは平日業務の一部に限られます。必要書類など、詳しくは事前に担当課へお問い合わせください。小平市ホームページにも取扱業務や手続き方法を掲載しています。

開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 0 時 15 分 ※ 祝日と年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）はお休みです。

開庁窓口・取扱業務：下表のとおり

土曜窓口の開庁課と取扱業務

市民課 ☎ 042 (346) 9804
住民異動届（転入、転出、転居など）の受付 ※海外からの転入など即日手続きができない場合があります。 ※マイナンバーカード、住民基本台帳カードを利用した転入届の受付はできない場合もあります。
印鑑：新規登録申請／暗証番号の申請 ※本人確認できない場合は、即日登録できません。
印鑑：廃止・亡失の届出／交換の届出／仮廃止の届出
住民票の写しなどの交付
戸籍証明書などの交付 ※戸籍作成中のものは交付できません。
印鑑登録証明書の交付
戸籍届出の受付 ※届出に伴う証明書の発行はできません。
その他
・転入などに伴う国民健康保険や市立小・中学校の転入学の手続きの一部
・個人市民税・都民税の課税（非課税）証明書、納税証明書の交付
・母子健康手帳の交付 ※保健師への相談は、健康センターで（平日のみ）受け付けています。
税務課 ☎ 042 (346) 9521
個人市民税・都民税の課税（非課税）証明書の交付 ※申告などをしていない方は当日の課税証明書の交付ができない場合があります。
軽自動車税（種別割）に係る登録・廃車届の受付 ※他市区町村で登録している 125cc 以下のバイク、ミニカーおよび小型特殊自動車については、廃車のみの手続きは受け付けていません。
固定資産税関係証明書の交付
住宅用家屋証明書の交付
公図・分筆図の閲覧
公図複写図の交付
固定資産課税台帳の閲覧
土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 ※ 4 月・5 月の 2 か月間
収納課 ☎ 042 (346) 9526 ～ 9528
納税証明書、口座振替の申請 ☎ 042 (346) 9526
納税証明書の交付 ※金融機関等で納付してからの日数により、交付できない場合があります。できるだけ領収証書をご持参ください。
市税の口座振替の申請受付 ※市民税・都民税（特別徴収）、法人市民税は取り扱いできません。
納税相談 ☎ 042 (346) 9527・9528
納税相談
納付受付 ※取り扱いは、市民税・都民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税等です。

保険年金課 ☎ 042 (346) 9529
国民健康保険 ☎ 042 (346) 9529
加入（転入、職場の健康保険の脱退、生活保護廃止、出生など）の受付 ※転入届、出生届の手続き後、届け出をしてください。
脱退（転出、職場の健康保険加入、生活保護開始、死亡）の受付 ※転出届、死亡届の手続き後、届け出をしてください。
保険証変更（転居、世帯主・加入者の氏名変更）の受付 ※住所変更、氏名変更などの手続き後、届け出をしてください。
保険証の再交付申請の受付
就学のために住所を離れた方の保険証変更の受付（学）
療養費・海外療養費・移送費などの申請受付
高額療養費の申請受付 ※市から送られた申請書をお持ちの方のみの受付です。
限度額適用認定証の交付申請受付
葬祭費の申請受付 ※国保脱退の手続きが済んでいる方へのみの受付です。
出産育児一時金の支給申請受付 ※出生に関する手続きが済んでいる方へのみの受付です。
人間ドック等利用費補助申請受付
国保税納税通知書の再交付
後期高齢者医療制度 ☎ 042 (346) 9538
資格取得の届出の受付 ※保険証は郵送します。
資格喪失の届出の受付
保険証の再交付申請の受付 ※保険証は郵送します。
保険証の引き渡し ※事前に連絡が必要です。
療養費（補そう具、食事代差額還付など）の申請受付
高額療養費の申請受付 ※広域連合から送られた申請書のみの受付です。
限度額適用認定証の交付申請受付 ※認定証は郵送します。
葬祭費の申請受付
人間ドック等利用費補助申請受付
国民年金 ☎ 042 (346) 9531
加入（任意加入含む）の受付
年金の保険料免除申請受付
年金の保険料学生納付特例申請受付
年金の保険料産前産後期間免除申請受付
年金受給者の受取機関変更届の交付
基礎年金番号通知書の再交付の申請受付（第1号被保険者の方のみ） ※当日の受け取りはできません。
学務課 ☎ 042 (346) 9570
※土曜窓口での受付は令和 5 年 3 月 25 日、4 月 1 日のみです。
転入・転出・転居に伴う小平市立小・中学校の学籍に関する受付

市の組織（主な仕事）

部	課	業務内容	電話番号 市外局番はいずれも 042 局です	配置場所
議会事務局		市議会、請願・陳情の受理	(346) 9566	市庁舎 7 階
企画政策部	政策課	市政の基本方針、行政評価	(346) 9503	市庁舎 3 階
	行政経営課	組織、定数、行財政改革の推進	(346) 9756	
		統計調査	(346) 9512	
	秘書広報課	市長・副市長の秘書、表彰 市報の発行など広報活動	(346) 9502 (346) 9505	
	情報政策課	情報化推進、情報処理システムの企画・管理	(346) 9509・9802	—
財務担当	デジタルトランスフォーメーション推進担当	デジタルトランスフォーメーションの推進	(312) 1274	市庁舎 2 階
	財政課	財政計画、予算の編成、執行管理	(346) 9504	
	公共施設マネジメント課	公有財産の調整、公共用地の取得・処分 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出 小平市土地開発公社	(346) 9557	
総務部	総務課	庁舎管理、文書管理、法務、訴訟、審査請求、情報公開、個人情報保護	(346) 9511・9580	市庁舎 3 階
	契約検査課	工事・物品・その他の契約	(346) 9517	
	検査担当	工事・物品・その他の検査	(346) 9516	
	職員課	職員の人事、研修、給与、福利厚生、健康管理	(346) 9514・9515・9803	
	労務・人事制度担当	職員団体、人事給与制度	(346) 9514	
	危機管理担当	防災危機管理課	防災、災害対策、消防、国民保護	
地域安全課		防犯、空き家相談	(346) 9614	
市民部	市民課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、証明書発行、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、都営住宅、住居表示	(346) 9520・9609・9804・9805 (312) 1083	市庁舎 1 階
		窓口サービスの改善	(346) 9607	
		市民相談、広聴、市政資料コーナー	(346) 9508	
		消費生活センター	(346) 9550	
	市民サービス担当	消費生活、交通災害共済	(346) 9607	市庁舎 2 階
		税務課	市税の賦課、税関係証明書発行	
収納課	市税の収納・徴収、納税証明書発行	(346) 9526～9528		
地域振興部	市民協働・男女参画推進課	市民協働の推進、市民活動団体への支援、大学連携、地域自治の推進	(346) 9809	市庁舎 1 階
		男女共同参画の推進	(346) 9618	
		自治会の支援、市民菜園の管理、地域センター	(346) 9532・9812	
	産業振興課	農業振興、商工振興、観光まちづくり	(346) 9533・9534・9581	
		文化・国際交流、文化施設の管理	(346) 9843	
文化スポーツ担当	文化スポーツ課	文化財の調査保護、平櫛田中彫刻美術館	(346) 9501・9843	
		スポーツ・レクリエーションの振興、スポーツ施設の管理	(346) 9612	
子ども家庭部	子育て支援課	子育て相談、子ども広場、児童館	(346) 9821	市庁舎 2 階
		児童に関する手当・医療費助成	(346) 9544	
		学童クラブ	(346) 9543	
	家庭支援担当	子ども家庭支援センター	(346) 9815	
		ひとり親の福祉資金貸付等	(346) 9628	
		ひとり親相談	(341) 1211（代）	
保育課	市立・私立保育園、認定こども園、私立幼稚園、 認証保育所、認定家庭福祉員	(346) 9594・9601・9645・9848		
	保育指導担当	子育て支援	(341) 1211（代）	



部	課	業務内容	電話番号 市外局番はいずれも 042 局です	配置場所	
健康福祉部	生活支援課	生活保護、助産施設	(346) 9545～9547・9602・9596	健康福祉 事務センター 2階	
		福祉施策の企画調整、福祉計画の推進、 民生委員・児童委員、社会福祉法人等の指導監査	(346) 9537・9844		
	高齢者支援課	介護保険事業計画、介護保険料の賦課・徴収、 保険給付、要介護等認定	(346) 9823・9510・9759	健康福祉 事務センター 1階	
		事業者への給付指導、福祉用具購入費、住宅改修費の 支給	(346) 9595		
	地域包括ケア推進担当	高齢者の相談・苦情相談、在宅介護相談、高齢者施策、 介護予防、生活支援サービス、地域包括ケア 認知症施策、在宅医療介護連携	(346) 9539		
		高齢者住宅、高齢クラブ	(346) 9642		
	障がい者支援課	障害福祉サービス、障害者手当、障害者医療費助成	(346) 9540・9542		
	健康・ 保険担当	健康推進課	健(検)診、予防接種、母子保健、健康増進事業、健康相談 難病等医療費の助成の申請受付	(346) 3700・3701・3702 (346) 9641	健康センター 1階
		新型コロナウイルス ワクチン接種担当	新型コロナウイルスワクチン接種		健康センター 4階
		保険年金課	国民健康保険、国民健康保険税の賦課、国民年金	(346) 9529～9531	市庁舎 1階
後期高齢者医療制度			(346) 9538		
環境部	環境政策課	公害等の相談、畜犬登録等事務、環境施策の企画調整	(346) 9536・9818	市庁舎 4階	
	資源循環課	廃棄物の発生抑制・再利用・処理	(346) 9535	リサイクルセン ター	
	水と緑と公園課	公園及び用水路の整備・維持管理、緑の保全	(346) 9556・9830・9831	市庁舎 4階	
	下水道課	下水道の計画・設計・工事監理・維持管理、 ふれあい下水道館	(346) 9559・9846・9816・9560		
都市開発部	都市計画課	都市計画（用途地域など）	(346) 9554	市庁舎 4階	
		宅地開発・地区計画・風致地区の指導	(346) 9829		
	建築指導課	建築の許可・認定、道路（位置）指定、台帳記載事項 の証明など、建築物やブロック塀の耐震化補助	(346) 9851・(312) 1145		
	建築確認担当	建築の確認	(312) 1143		
	公共交通課	コミュニティバス（にじバス）、コミュニティタクシー （ぶるべー号）	(346) 9814		
	地域整備支援課	市街地再開発事業の支援	(346) 9592		
		土地区画整理事業の支援	(346) 9558		
	都市建設担当	道路課	市道の維持管理、認定・廃止		(346) 9548・9824
		公共工事担当	土木工事の設計・工事監理、公共用地などの測量		(346) 9552・9825・9551
		都市計画道路担当	都市計画道路の整備		(346) 9828
交通対策課		交通安全対策、放置自転車対策、自転車駐車場の整備	(346) 9827・9549		
施設整備課		市有建物の設計・工事監理	(346) 9553・9826		
会計管理者	会計課	公金の出納、物品の管理	(346) 9563・9564	市庁舎 1階	
教育部	教育総務課	教育委員会の会議、教育委員会職員の人事、 教育施設の更新・営繕・維持管理	(346) 9568・9569	市庁舎 5階	
	学務課	児童生徒の就学・転学、学校保健、教育 ICT	(346) 9570・9571	学校給食センター	
		小・中学校給食	(345) 2821		
	教育指導担当	指導課	学習指導、生活指導、教職員の人事・研修・給与・ 福利厚生	(346) 9572・9573	市庁舎 5階
		教育施策推進担当	教育相談室、あゆみ教室、日本語指導、特別支援教育 の推進	(343) 9271・(312) 1214	
	地域学習担当	地域学習支援課	社会教育委員の会議、青少年健全育成、二十歳の集い、 小平地域教育サポート・ネット事業、放課後子ども教 室	(346) 9574・9834	
公民館		講座・講演会・音楽会・映画会・公民館まつりなどの 開催	(341) 0861	中央公民館	
図書館		図書の閲覧・貸出、読書相談、地域資料の収集	(345) 1246	中央図書館	
選挙管理委員会事務局	選挙の執行管理、選挙啓発	(346) 9576	健康センター 4階		
監査事務局	財務事務などの監査・検査・審査	(346) 9577	市庁舎 5階		
農業委員会事務局	農地利用の調整、農業経営生産などの調査・研究	(346) 9533	市庁舎 1階		
固定資産評価審査委員会	固定資産の価格に対する不服の審査	(346) 9580	市庁舎 3階		

登録・届け出

戸籍に関することは

市民課 ☎ 042 (312) 1083

戸籍は、親子、夫婦など個人の身分関係を証明するもので、現在は、夫婦、親子、単身によってそれぞれ戸籍がつくられています。

この戸籍の所在を本籍といいます。



戸籍関係の届け出

名称	届け出の期間	届け出の場所	届出人	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父母の本籍地、住所地または出産をした場所のいずれかの市区町村役場	父または母	<ul style="list-style-type: none"> 届書 1通 出生証明書(届書についている「出生証明書」に、医師などが証明したもの) 母子健康手帳 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)
婚姻届	届け出した日から法律上の効力が発生する	夫または妻の本籍地あるいは住所地の市区町村役場	夫および妻	<ul style="list-style-type: none"> 届書 1通(成年の証人2人が署名したもの) ※夫婦の一方または双方の本籍が届出地でないときは、本籍がない方の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付。
離婚届	〃	夫婦の本籍地または住所地の市区町村役場	夫および妻 ※裁判離婚のときは、申立人または訴えの提訴者	<ul style="list-style-type: none"> 届書 1通(成年の証人2人が署名したもの) ※本籍が届出地でないときは戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付。 ※裁判(判決または調停、和解など)による離婚の場合には、判決確定または調停、和解成立後10日以内に届け出をすること。判決の謄本および確定証明書または調停、和解調書の謄本を添付。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地または届出人の住所地あるいは死亡した場所の市区町村役場	親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人または任意後見受任者	<ul style="list-style-type: none"> 届書 1通 死亡診断書または死体検案書 届出人が後見人、保佐人、補助人、任意後見人の場合、登記事項証明書または裁判書の謄本 届出人が任意後見受任者の場合、登記事項証明書または公正証書の謄本
養子縁組届	届け出した日から法律上の効力が発生する	養親もしくは養子の本籍地または住所地の市区町村役場	養親および養子(養子が15歳未満のときは法定代理人)	<ul style="list-style-type: none"> 届書 1通(成年の証人2人が署名したもの) ※養親および養子の本籍が届出地でないときは、それぞれの戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付。 ※未成年者を養子とする場合は家庭裁判所の許可書を添付。ただし、夫婦いずれかの子を養子とする場合は不要。
転籍届	〃	転籍者の本籍地、住所地または転籍地の市区町村役場	戸籍の筆頭者およびその配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 届書 1通 ※他の市区町村に転籍する場合は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)を添付。

※上記以外の届(認知届、養子離縁届、入籍届、分籍届など)については、お問い合わせください。

※外国人を相手とする届については、上記以外に必要な書類がありますので、お問い合わせください。

※国内における外国人住民の出生・死亡についても、届け出が必要です。

※認知、養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚、転籍の届け出の際は、虚偽の届け出を防止するため、本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなど)が必要となります。

※認知、養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚については、あらかじめ届け出を受理しないよう「不受理申出」をすることができますので、お問い合わせください。

住民異動の届け出

住民異動届（転入・転出・転居・世帯変更などの届け出）は選挙権、義務教育者の就学、国民健康保険の給付、各種手当の受給などの権利の行使や納税などの義務に結びつく、重要なものです。各種届け出の期間を守り、忘れずに届け出をしてください。

届け出の際は、虚偽やなりすましを防止するため、窓口での本人確認を行っています。届け出される方の本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・写真付き住民基本台帳カードなど）を必ずお持ちください。

届け出は本人が行うのが原則ですが、代理人が行う場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

■届け出一覧表

届け出の種類	届け出はどのようなときに	届け出の期間	届け出に必要なもの
転入届	他の市区町村から小平市に住所を移したとき	転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） 転出証明書（海外から転入する日本人の方はパスポートと戸籍の全部事項証明書、附票の写しをお持ちください） マイナンバーカード（交付を受けている方） 住民基本台帳カード（交付を受けている方）
転出届	小平市から他の市区町村へ住所を移すとき	住所を移す前	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） 印鑑登録証、こだいら市民カード（交付を受けている方） マイナンバーカード（交付を受けている方） 住民基本台帳カード（交付を受けている方） 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証など（各種交付を受けている方） 年金手帳、基礎年金番号通知書（海外へ転出する方で、任意継続希望の方）
転居届	小平市内で住所を移したとき	転居した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） マイナンバーカード（交付を受けている方） 住民基本台帳カード（写真付きのカードの交付を受けている方） 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証など（各種交付を受けている方）
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯を分離・合併したとき、世帯を変更したとき	変更のあった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証など（各種交付を受けている方）

※学生寮やアパートに引越しをしてきた学生、生徒も届け出が必要です。

※外国人住民の方は在留カード、外国人登録証明書または特別永住者証明書が必要です。

※新たに国外から転入する外国人住民の方や他市から転入される外国人住民の方などで同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証する公的な文書（日本語でない場合は、その翻訳文も必要です）が必要となります。外国人住民が、住所の変更を伴わずに外国人住民の世帯主との続柄を変更する場合も同様の手続きが必要です。

※転入などに伴う国民健康保険や市立小・中学校転入手続きの一部は、市民課でも取り扱いをしています。

引っ越しをしたなら…… 電話・電気・ガスなどの手続き

■電話…NTT 東日本
局番なしの116

携帯電話・PHSからは ☎ (0120) 116-000

■電話・テレビ・インターネット…J:COM 西東京
☎ (0120) 999-000 AM9:00～PM6:00(年中無休)
表紙裏ページ下参照

■水道
東京都水道局多摩お客さまセンター

電話：0570-091-100

または電話：042-548-5100

■電気…東京電力 多摩カスタマーセンター
☎ (0120) 995-661

つながらない場合は ☎ (042) 202-2546

■ガス…都市ガスー東京ガスお客さまセンター
☎ (0570) 002211

プロパンガス…購入したお店に連絡してください。

マイナンバーカード

■マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付プラスチック製の IC チップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

(表面)



(裏面)



小平市マイナンバーカード
交付窓口予約システム



■マイナンバーカードの申請・受取方法

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に郵送、またはパソコン・スマートフォンでマイナンバーカードを申請します。申請書は市民課、東部・西部出張所で発行しています。

マイナンバーカードの申請から受取まで、約1～2か月かかります。マイナンバーカードの交付の準備が整いますと、郵送で交付通知書（ハガキ）を発送します。受取は事前予約制のため、小平市マイナンバーコールセンター（電話 042-346-9841）に電話または上図 QR コードから小平市マイナンバーカード交付窓口予約システムにアクセスし、2開庁日前の正午までに予約してください。

受取日当日は、本人（15歳未満の方は法定代理人の同行が必須）が本人確認書類を持参の上、マイナンバーカードを受け取りにお越しください。申請方法や受取方法などについて、詳しくは小平市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

外国人住民の方

市民課 ☎ 042 (346) 9805

住民登録の対象になる人

- ・中長期在留者（在留資格をもって適法に在留する外国人）
3か月以下の在留期間が決定された方や「短期滞在」の資格が決定された方、「外交」または「公用」の在留資格が決定された方は対象になりません。
- ・特別永住者
- ・一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
出生または日本国籍の喪失により日本に在留することとなった外国人の方

■届け出一覧表

届け出の種類	届け出の期間	届け出の場所	届け出に必要なもの
入国したとき	住居地を定めた日から 14日以内	市役所市民課	在留カード、もしくは「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券
子供が生まれたとき	出生後 14日以内	住所地または出産をした場所のいずれかの 市区町村役場	必要なものについては、お問い合わせください
氏名・生年月日・性別・ 国籍・地域の変更届け出	変更後 14日以内	中長期在留者の方… 地方出入国在留管理局 特別永住者の方… 市役所市民課	在留カードまたは特別永住者証明書、 変更を証する文書・旅券、写真1枚（16歳以上のみ）

※外国人住民の方が小平市から他の市区町村へ住所を移すときは、小平市に転出届を出す必要があります。転出届については、32ページをご覧ください。

印鑑を登録するには

印鑑登録は個人の財産にかかわる大切なものです。市役所、東部・西部出張所または動く市役所で申請してください。申請を受けると、本人および本人の意思を確認するため照会書を本人に送ります。照会の日から30日以内に回答書(照会書の下の部分)を持参すると登録ができます。

ただし、本人が次のものを持って申請し、本人の確認ができるときは即日登録できます。

- ・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなどの官公署発行の顔写真付きの本人確認書類
- ・保証書…印鑑登録をしている方(都内に限る)の保証があるとき(市外の方は証明発行の日から3か月以内の印鑑登録証明書が必要になります。詳しくはお問い合わせください)

■登録できない印鑑は

- ・住民基本台帳に記載されている氏名、氏または名を表していないもの
- ・職業、資格などを合わせてあるもの
- ・変形しやすい印鑑(ゴム印など)
- ・印影の大きさが1辺8mmの正方形以下または25mmの正方形以上のもの(小さすぎるもの、大きすぎるもの)
- ・印影が不鮮明のもの、または文字が読みにくいもの
- ・著しい欠損のあるもの
- ・その他、登録することが適当でないと市長が認めたもの(外枠のないもの、白ぬき(逆彫り)のものなどは登録できませんので、詳しくはお問い合わせください)

■印鑑登録等申請を代理人に頼むとき

本人が書いた委任状と登録する印鑑および代理人の本人確認書類をお持ちください。

※代理人による申請の場合、即日登録はできません。

照会書による手続きとなります。

■印鑑登録証(こだいら市民カード)を発行

印鑑登録手続きが済むと、登録者に印鑑登録証(こだいら市民カード)を発行します。印鑑登録証(こだいら市民カード)は登録印と同様に大切なものです。紛失や廃棄しないようにしてください。

■印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証(こだいら市民カード)を窓口にお持ちになり、申請をしてください。

※窓口で印鑑登録証(こだいら市民カード)を提示でき

ない場合、印鑑登録証明書は発行できませんので、忘れずにお持ちください。

※利用者証明用電子証明書を搭載したマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア内のマルチコピー機で証明書を取得することができます。(利用には4桁の暗証番号の入力が必要です。)

委任状の書き方見本

委 任 状

この中の必要な事項だけ書いてください。

(代理人の)
住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

見 本

}

私に係る

印鑑登録申請
 印鑑登録証(こだいら市民カード) 亡失・廃止届

}

の件につき、

上記の者を私の代理人と定め、その権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者の)
住 所
氏 名

見 本

○

登録する印

小平市長 あて

《注意》

上記の委任状はお手持ちの便せんなどを使用してください(小平市ホームページからダウンロードすることもできます)。委任者本人の署名、登録する印の押印等が必要です。

※代理人による申請には必ず委任状が必要です。

■登録印鑑、印鑑登録証(こだいら市民カード)を紛失したときは下記の届けが必要です

印鑑登録廃止申請	登録が不要になったときなど
印鑑登録証(こだいら市民カード) 亡失届	印鑑登録証(こだいら市民カード)を紛失したとき

※こだいら市民カードの再交付手数料は250円です。

証明書などが必要なときは

個人情報保護のため、本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・写真付き住民基本台帳カードなど）の提示をお願いします

市民課 ☎ 042 (346) 9804

※代理人による請求の場合、委任状の提出と代理人についての本人確認書類が必要です。

■住民票の写しの交付

- ・住民票の写しは原則、「続柄」と「本籍および筆頭者氏名」、「個人番号」は省略します。これらが必要とする場合は、その旨請求してください。
- ・請求の際には、「具体的請求理由」を明らかにしていただく場合があります。不当な目的の請求には応じられません。
- ・住民票などに旧姓の併記を希望する方は、直接お問い合わせください。

■住民票の広域交付

- ・ご自分の住民票（本人および同一世帯員のもので本籍省略のもの）を全国の市区町村の窓口でも請求できます。
- ・請求には運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなどの官公署発行の顔写真付きの本人確認書類が必要です。

■戸籍関係の証明書の交付

- ・戸籍関係の証明書（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、身分証明書など）は、本籍地で交付します。
- ・戸籍の届に関する証明書については、直接お問い合わせください。

※各種請求書は小平市ホームページからダウンロードできます。

■主な証明書の手数料 ※（ ）内はコンビニ交付利用時の金額

種類	手数料
住民票の写し	1通 250円 (200円)
印鑑登録証明書	1通 250円 (200円)
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通 450円 (450円)
除籍謄本・抄本 改製原戸籍謄本・抄本	1通 750円
戸籍届書受理証明書	1通 350円

■税務関係の一部証明書の交付

- ・課税（非課税）証明書、納税証明書は、市民課でも取り扱いをしています。（手数料などは40ページ参照）

■郵送などによる証明請求

住民票の写しや戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）などが必要な場合、請求書に手数料（定額小為替）と返信用封筒（あて先は本人の住民登録地とし、切手をはったもの）および本人確認書類等のコピーを添えて郵送などで請求することができます。

請求書は、自分で作成したもののほか、小平市ホームページからダウンロードできます。



マイナンバーの利用事務

以下の表の手続きでは、マイナンバーと身元の確認が必要となりますので、必ず次のいずれかをご持参ください。

▽マイナンバーカード

▽通知カードと運転免許証やパスポートなどの本人確認書類

法律などで定めがある場合を除き、マイナンバーの収集や提供を禁止しています。

担当課	対象手続き
税務課	地方税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、市たばこ税、入湯税、都市計画税）の賦課
収納課	地方税の徴収
子育て支援課	児童手当
	児童扶養手当
	特別児童扶養手当
	児童育成手当
	心身障害児福祉手当
	乳幼児医療費助成
	義務教育就学児医療費助成
	ひとり親家庭医療費助成
	母子・父子貸付業務
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業
母子父子家庭自立支援事業	
保育課	児童福祉（保育の実施・費用の徴収） 子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付

生活支援課	生活保護（生活に困窮する外国人に対する生活保護含む）
	助産施設における助産
	母子生活支援施設における保護
高齢者支援課	中国残留邦人等支援給付費等の支給
	介護保険の保険料、要介護等認定、保険給付の一部等
障がい者支援課	介護給付（居宅介護、短期入所、生活介護等）
	訓練等給付（機能訓練、就労継続支援B型等）
	自立支援医療（精神通院、更生医療）
	補装具
	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）
	地域生活支援事業（日常生活用具、移動支援、日中一時支援）
	身体障害者手帳
	精神障害者保健福祉手帳
	特別障害者手当、障害児福祉手当、小平市心身障害者福祉手当、東京都重度心身障害者（児）手当
	健康診査等の実施
健康推進課	予防接種の実施
	母子保健法に関する事務
	養育医療
	育成医療
保険年金課	小児慢性疾患医療費助成
	難病医療費助成
	国民健康保険の加入・脱退や保険給付等の手続き
	国民健康保険税の賦課
	後期高齢者医療
	国民年金加入、給付等の手続き 国民年金保険料免除、猶予、学生納付特例、産前産後の免除申請手続き 基礎年金番号通知書の再発行手続き（当日受け取りはできません）
防災危機管理課	被災者台帳の作成

コンビニ交付サービス

市民課 ☎ 042 (346) 9804
 税務課 ☎ 042 (346) 9522
 収納課 ☎ 042 (346) 9526

■コンビニ交付サービスを利用するには
 マイナンバーカードと数字4ケタの暗証番号
 (利用者用電子証明書用) が必要です。



■コンビニ交付サービスで取り扱う証明書

取り扱い証明書類	交付手数料	備 考
印 鑑 登 録 証 明 書	200円	・印鑑登録した本人の証明書を取得できます。
住 民 票 の 写 し	200円	・本人及び同一世帯の方の住民票を取得できます。 ・個人番号(マイナンバー)の記載も選択できます。 ・住民票から除かれた方(転出・死亡など)の証明書は取得できません。
戸 籍 全 部 (個 人) 事 項 証 明 書	450円	・小平市の戸籍証明書を取得できるのは、小平市に本籍を有する方に限ります。他の自治体に本籍を有する方は、別途利用登録申請を行う必要があります。詳しくは本籍地の自治体にご確認ください。 ・除籍・改製原戸籍、戸籍の附票などは取得できません。
個人市民税・都民税 課税・非課税証明書	200円	・最新年度の本人のものを取得できます。 ・毎年6月中旬ごろに証明年度が切り替わります
個人市民税・都民税 納 税 証 明 書	200円	・税の申告や税資料の提出のない方は取得できません。 ・1月1日以降に小平市から転出した場合は、取得できません。

■利用できる店舗

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど)やドラッグストアなど

■利用時間

午前6時30分～午後11時(年末年始、システムメンテナンス日を除く)

※店舗の営業時間内で利用できます。

■窓口で交付される証明書との違い

窓口で交付する場合、改ざん防止加工を施した専用紙を使いますが、コンビニ交付では普通紙を使い、両面に不正を防止する加工が施されます。

証明書が複数枚にわたる場合、窓口ではホチキス留めや抜き打ち契印してひとつづりにしますが、コンビニ交付では、証明書に記載のページ数と固有の番号を印字することでひとつづりと判断できるようになっています。お取り忘れのないようご注意ください。

マイナンバーカードを利用した証明書交付機の庁内等設置について

各種証明書が取得できる証明書交付機を市役所と東部出張所に設置しています。
 ご利用方法や手数料についてはコンビニ交付サービスと同様です。

ただし、ご利用できる方は小平市に住民登録のある方に限ります。

また、戸籍証明書を取得できるのは、小平市に本籍を有する方に限ります。



■利用時間

▷市 役 所 月曜～土曜日 午前8時30分～午後5時(土曜日は午後0時15分まで)

▷東部出張所 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時

東部・西部出張所の窓口業務

出張所では、利用度の高い市役所の窓口業務を取り扱っています。

受付時間 午前8時30分～午後5時

休業日 土曜・日曜日、祝日、休日、12月29日～1月3日

次のような業務を取り扱っていますので、ぜひご利用ください。

■東部出張所

花小金井 1-8-1 ☎ 042 (467) 1211

■西部出張所

小川西町 4-10-13 ☎ 042 (343) 1211

出張所取り扱い業務一覧

業務分類	受付事務	交付事務	備考
住民登録	転入届、転出届、転居届、その他	住民票の写し、住民票記載事項証明書、マイナンバーカード、その他	<p>■住民登録・戸籍の届け出や住民票・戸籍などの証明申請の際には、虚偽の届け出やなりすましを防止するため、本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなど）が必要となりますので、必ずご持参ください。</p> <p>■転入届には、印鑑、転出証明書をご持参ください。</p> <p>■出生届、死亡届、転籍届以外の届出については、受理審査に時間を要するため、市役所での手続きをお勧めします。</p> <p>■戸籍の届け出には添付書類として戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）が必要な場合があります。</p> <p>■代理人により印鑑登録をする場合には委任状が必要です。</p> <p>■印鑑登録証明書の交付申請には印鑑登録証（こだいら市民カード）を必ずご持参ください。</p> <p>■課税証明書、納税証明書などの証明申請では、申請者は印鑑と本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書など）をご持参ください。代理人や別世帯の方が申請者の場合は、委任状が必要です。</p>
戸籍	出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、転籍届、その他	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍届書受理証明書、その他	
印鑑	登録申請、廃止申請、その他	印鑑登録証（こだいら市民カード）、印鑑登録証明書	
税務	市・都民税申告、納税管理人届、その他	課税証明書・非課税証明書、固定資産税関係証明書	
納税・納入	市民税・都民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、廃棄物処理手数料、保育料・延長保育料、学童クラブ費、介護保険料、後期高齢者医療保険料、手数料（畜犬登録含む）、母子・女性福祉資金償還金、交通災害共済会費、その他	還付金、納税証明書	
国民健康保険	資格取得・喪失届、住所・氏名等変更届、その他	国民健康保険被保険者証	
後期高齢者医療	後期高齢者医療に関する諸届		
国民年金	資格取得・喪失届、その他		
福祉関係	児童手当・特例給付認定請求、乳幼児医療証交付申請、義務教育就学児医療証交付申請、保育園入園申請、有料道路障害者割引申請、その他	都営交通無料乗車券、福祉タクシー利用券、その他	
一般事務	飼い犬の登録・死亡届、就学・転入学、区域外就学届、市民菜園申込み、学童クラブ入会申請、市民葬儀利用券申請、その他	犬の鑑札、市民葬儀券	
その他	市政に対する要望・意見、その他各課に対する連絡・業務取り次ぎ	市報・都営住宅申込用紙の配布、白地図・都市計画図などの販売	



「動く市役所」は市役所や東部・西部出張所から遠い方の利便を図るための移動窓口で、取り扱い業務は出張所とほぼ同じです。下表のように巡回していますので利用ください。

巡回日程

曜日	月	火	水	木	金
時間					
午前 9時30分～11時	①鈴木地域センター	③小川公民館	④上水南公民館	⑥津田公民館	④上水南公民館
午後 2時～3時30分	②中島地域センター		⑤大沼地域センター	②中島地域センター	⑤大沼地域センター

※土曜・日曜日、祝日・休日、12月29日から1月3日までは休みです。

動く市役所で交付できる主な証明書

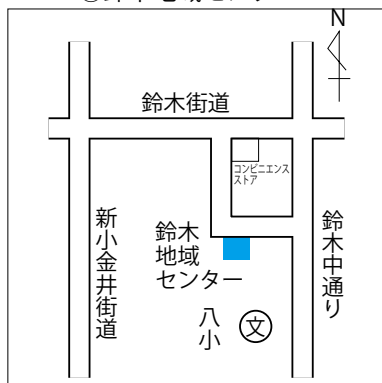
各会場で即時交付できる証明書 (電話申込みもできます)	予約制 (電話・会場申込)	担当課
住民票関係 ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書など 印鑑登録証明書 ※印鑑登録証 (こだいら市民カード) が必要です。	戸籍関係 ・戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) ・戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) ・戸籍の附票など ※申込できるのは小平市に本籍を有する本人または直系親族の方に限ります。	市民課 042 (346) 9520
課税証明書・非課税証明書	固定資産税関係 ・評価証明書 (土地・家屋)	税務課 土地担当 042 (346) 9524 家屋担当 042 (346) 9525
	納税証明書	収納課 042 (346) 9526

電話で申し込むとき…午前の会場は巡回日の前日までに、午後の会場は、当日の正午までに担当課へ各会場で直接申し込むとき…次回の巡回日に受け取れます。

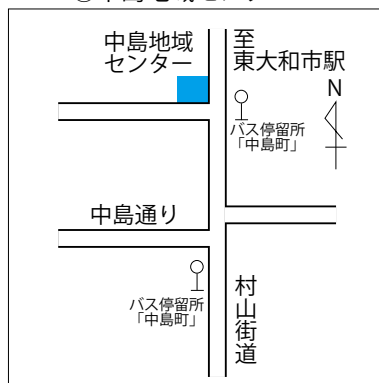
<会場にお越しの時にご持参いただくもの>

- ・本人確認書類 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど)
- ・代理人や別世帯の方が受け取る時は、委任状
- ・手数料

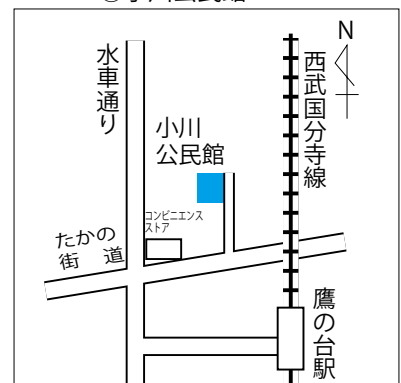
①鈴木地域センター



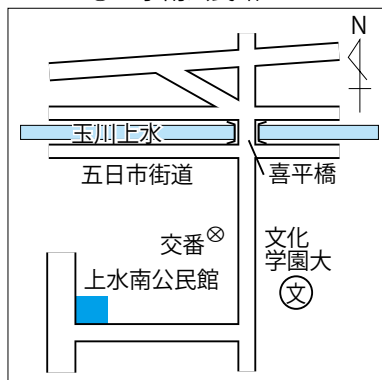
②中島地域センター



③小川公民館



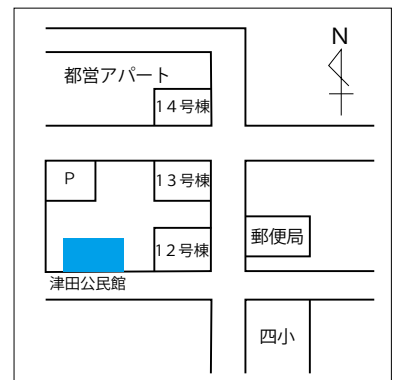
④上水南公民館



⑤大沼地域センター



⑥津田公民館



住居表示実施地区では

市民課 ☎ 042 (346) 9609

■住居表示実施地区内で建物を新築・建て替えをしたら

住居表示実施地区内で建物を新築または建て替えをした場合には、新しい住所を決めますので、所有者、管理者または占有者の方は必ず市民課へ届け出(新築届)をしてください。

- ・受付時間：開庁時間内 随時
- ・提出先：市役所 1階市民課、東部・西部出張所
- ・提出書類：①建物その他の工作物新築届(新築届) ②建築場所の案内図
③建物の1階の配置図(平面図) ④土地の公図

※住居番号の決定には届け出から7日程度かかります。

■住居表示実施証明書

住居表示実施による住所が変更されたことの証明です。証明書は市民課、東部・西部出張所、動く市役所にて無料で発行いたします。

■新築届、住居表示実施証明書の申請用紙は

市役所1階市民課、東部・西部出張所、動く市役所(住居表示実施証明書のみ)にあります。

または小平市ホームページからダウンロードできます。

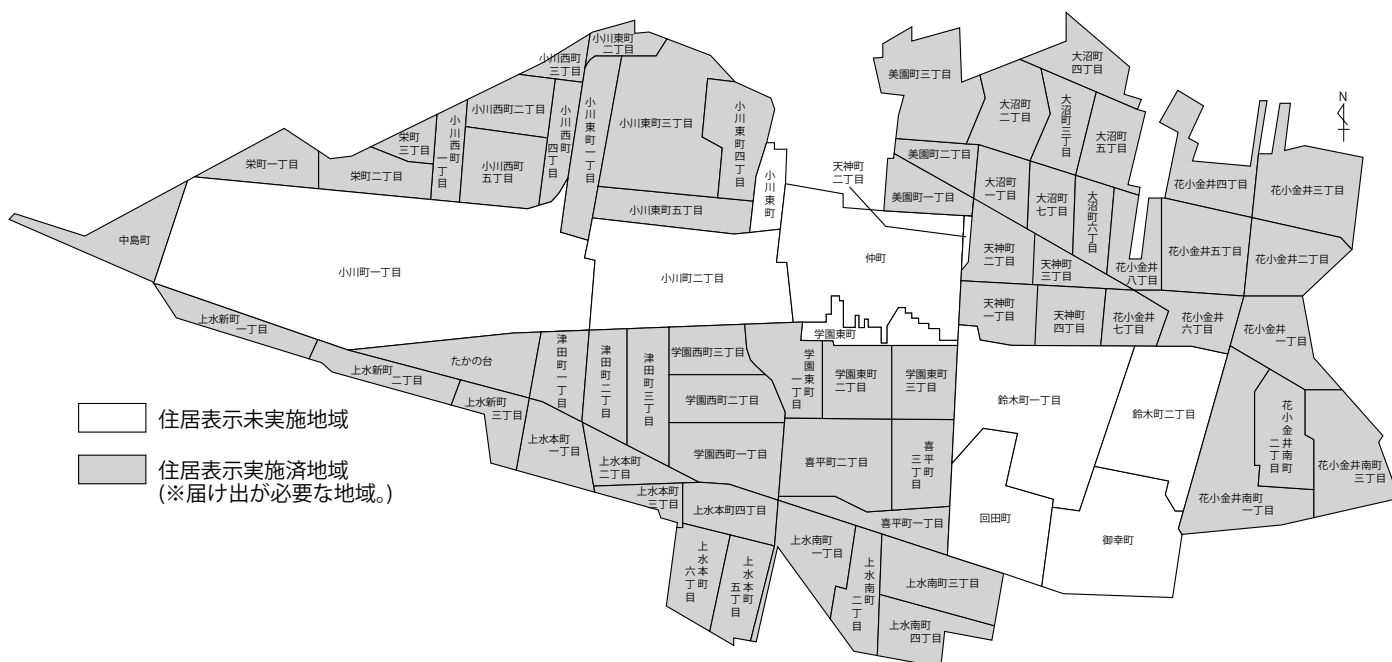
■表示板が破損したら

建て替えなどで、住居番号表示板がなくなってしまった方や、電柱などに巻きつけてある街区表示板が破損しているなど、お気づきの点がありましたら市民課までご連絡ください。

※小川東町・学園東町・天神町二丁目については、一部住居表示をしていない区域があります。



住居表示実施地域図(令和4年7月1日現在)



4

税金、国保、年金

税金

市税を納めるときは

■納付の方法

収納課 ☎ 042 (346) 9526・9527・9528

市役所、東部・西部出張所、動く市役所、市指定金融機関、市収納代理金融機関（金融機関名は納税通知書に記載）、ゆうちょ銀行および郵便局（東京都、山梨県および関東各県所在。島しょを除く）、コンビニエンスストア、インターネットの「F-REGI公金支払い」を利用したクレジットカード、指定のスマートフォン決済アプリで納期限までにご納付ください。
※ゆうちょ銀行および郵便局とクレジットカードでの納付は、納期限までの取り扱いとなります。

■便利な口座振替をご利用ください

お申込みをいただいた口座から、自動的に納税できる口座振替のご利用をお勧めします。一度手続きをすれば、翌年度以降も継続して口座振替いたします。

■口座振替できる市税は

- ・市民税・都民税（普通徴収）・軽自動車税（種別割）
- ・固定資産税・都市計画税　・国民健康保険税

※手続き後に口座の変更・解約、および固定資産税の名義人変更をした場合は、再度申込みが必要です。

※「振替済みのお知らせ」は発送を省略しています。

振替納税を確認する書面が必要な場合は、収納課までご確認ください。

■申込方法は

- ・口座のある金融機関等の窓口へ申込み
納税通知書と通帳・届出印を持って、市税の口座振替ができる金融機関等の窓口でお申し込みください。市外の金融機関等については、小平市の申込書がない場合がありますので、事前にご連絡ください。
- ・市窓口でのキャッシュカードによる申込み
来庁される方で本人のキャッシュカードを持って、市役所、東部・西部出張所でお申し込みください。暗証番号の入力が必要となります。また、受付できない金融機関やキャッシュカードがありますので詳しくはお問い合わせください。
- ・市役所に郵送で申込み
市受用の口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関等の届出印を押印して、市役所に郵送でお申し込みください。
※郵送用申込書は納税通知書に同封されています。また、希望する方はご連絡ください。なお、小平市ホームページからもダウンロードできます。

税に関する 問合せは



■市税【課税内容】

市役所税務課 市民税・都民税 ☎ 042 (346) 9522・9523
固定資産税 ☎ 042 (346) 9524・9525
軽自動車税（種別割）・法人市民税等 ☎ 042 (346) 9521
※軽自動車税の環境性能割については、東京都へお問い合わせください。

市役所保険年金課 国民健康保険税 ☎ 042 (346) 9530

■市税【納税相談】市役所収納課 ☎ 042 (346) 9527・9528

■都税

立川都税事務所 ☎ 042 (523) 3171 立川市錦町4-6-3
小平都税支所 ☎ 042 (464) 0070 小平市花小金井1-6-20（東京都小平合同庁舎内）

■国税

東村山税務署 ☎ 042 (394) 6811 東村山市本町1-20-22

税務関係の証明・閲覧

税務課 ☎ 042 (346) 9521

収納課 ☎ 042 (346) 9526

申請者は本人確認書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など）をご持参ください。代理人や別世帯の方が申請者の場合は委任状が必要です。

土地については登記簿上の地番（枝番、小枝番まで）、家屋については所在地番・家屋番号で申請してください。

※証明書の申請書、委任状は、小平市ホームページからダウンロードできます。

証明・閲覧などの種類	手 数	料 料
課税証明書・非課税証明書	1 件	250 円 (200 円)
納税証明書	1 税目1年度 1人につき	250 円 (200 円)
評価証明書	1 筆・1 棟	250 円
公租公課証明書(税額証明書)		同上
家屋滅失証明書	1 棟	250 円
住宅用家屋証明書	1 件	1,300 円
固定資産課税台帳の閲覧(名寄帳)	1 件	250 円
公図・分筆図の閲覧	1 枚	250 円
公図複写図の交付	1 枚	300 円

※（ ）内は、コンビニ交付利用時の金額

国民健康保険

国民健康保険の加入

保険年金課 ☎ 042 (346) 9529

小平市内に住所がある方（原則として在留期間が3か月を超える外国人の方を含む）は、次の①～④を除いて、すべての人が国民健康保険(国保)に加入します。

- ①職場の健康保険加入者とその扶養家族
- ②国民健康保険組合の加入者
- ③生活保護を受けている方
- ④後期高齢者医療制度の加入者

国民健康保険の届け出

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に入る場合	小平市に転入したとき (前住所で国保に加入していた方)	前住所の国保から異動連絡票を交付されている方は、その連絡票（「特定同一世帯所属者異動連絡票」または「旧被扶養者異動連絡票」）
	職場などの健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書、退職証明書、離職票など職場の健康保険をやめたことを証明するもの
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	健康保険の被扶養者でなくなった証明書、旧被扶養者に該当する旨の連絡票を交付された方は、その連絡票
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	国保加入世帯に子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
国保をよめる場合	小平市から転出するとき	転出する方の保険証 (世帯主が転出する場合は、加入者全員の保険証)
	職場などの健康保険に加入したとき	今までの国保の保険証と新しい職場の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	死亡した方の保険証、印鑑、葬祭費用の領収書など (世帯主が死亡した場合は、加入者全員の保険証)
その他	市内で住所が変わったとき（転居）	転居した方の保険証 (世帯主が転居した場合は、加入者全員の保険証)
	氏名などに変更があったとき	変更があった方の保険証 (世帯主の氏名に変更があった場合は、加入者全員の保険証)
	保険証をなくしたとき（再発行）	—
	修学のため住所を離れる方がいるとき	保険証、在学証明書、転入先の住民票
	住民票を移して施設入所をする方がいるとき	保険証、施設の在園または入所証明書
	外国人の方で、在留期間を変更したとき	保険証、在留期間の確認できるもの

- ※新たな加入や再発行の際の保険証は、後日郵送となります。ただし、自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民票カードなどで加入者本人と確認できる場合は、窓口で交付できます。
- ※各届け出を代理人が行う場合は、代理人の印鑑も必要です。
- ※出生・死亡の届け出で、出産育児一時金、葬祭費の支給対象となる場合があります（43・44ページ参照）。



国民健康保険税(国保税)は、国保加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費、出産や死亡の際の給付、後期高齢者医療制度への支援や介護保険の介護サービス費用にあてられる大切な財源です。

※国保加入の届け出が遅れた場合でも、国保税は地方税法で認められた期間分が、さかのぼって課税されますのでご注意ください。

■国保税の計算 (令和5年度)

医療 保険分	所得割額 (令和4年分総所得金額等－住民税基礎控除額 [※]) × 5.68%	+	均等割額 年間 25,700円 × 加入者数	=	令和5年度 基礎課税額 (年額)	国民健康 保険税
	所得割額 (令和4年分総所得金額等－住民税基礎控除額 [※]) × 2.08%	+	均等割額 年間 11,600円 × 加入者数	=	令和5年度 後期高齢者 支援金等課税額 (年額)	
	所得割額 (令和4年分総所得金額等－住民税基礎控除額 [※]) × 1.61%	+	均等割額 年間 15,300円 × 第2号被保険者数	=	令和5年度 介護納付金 課税額 (年額)	

※住民税基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の方は43万円、合計所得金額が2,400万円超の方はその合計所得金額に応じて遡減し、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用がなくなります。

- 医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分の合計額が1年間の国保税となります。年度(4月から翌年3月まで)の途中で加入・脱退した場合は、加入月数分の国保税(月割)が課税されます。月割の対象期間は、資格を取得した月から脱退した月の前月までの月数となります。
- 介護保険分は、国保に加入している40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が対象です。また、介護保険分の月割は国保加入月数のうち、介護保険第2号被保険者である期間の月数となります。
- 令和5年度の国保税の課税限度額は医療保険分が65万円、後期高齢者支援金分が20万円、介護保険分が17万円です。
- 税額の計算方法や税率は、各市区町村によって異なります。

■納税義務者

国保税の納税義務者は住民票上の世帯主です。世帯主がほかの健康保険に加入していても同じ世帯に国保加入者がいるときは、世帯主が納税義務者になります。この場合、世帯主の所得は所得割額の計算に含めません。

■国保税の納め方

<p>○世帯主の年金から引き落とす「年金特別徴収」 世帯主が国保の加入者で、加入者全員が65歳以上の世帯の場合は、原則、年金特別徴収となります。ただし、年金支給額が年間18万円未満の場合や、介護保険料と国保税の合計額が引き落とし対象の年金支給額の2分の1を超える場合、従来から国保税を口座振替で納めている場合などは、普通徴収となります。年金特別徴収の方でも希望により口座振替に変更できます。</p>	<p>○納付書等で納める「普通徴収」 年金特別徴収にならない世帯は、納付書で納めていただくか、口座からの自動引き落とし(口座振替)で納めていただきます。この場合は税額を8回の納期に分けて納めていただきます。ただし、分割した各納期の税額が1,000円未満になるときは、1回で納めていただきます(普通徴収の納付方法や、口座振替の手続きについては40ページ参照)。</p>
---	---

※加入届け出の時期により納期の回数は変わります。

令和5年度の納期等普通徴収の納期限			第1期 (7月) 7月31日	第2期 (8月) 8月31日	第3期 (9月) 10月2日	第4期 (10月) 10月31日	第5期 (11月) 11月30日	第6期 (12月) 12月25日	第7期 (1月) 1月31日	第8期 (2月) 2月29日
令和5年度の特別徴収の世帯	4月支給 年金引落とし (仮徴収)	6月支給 年金引落とし (仮徴収)		8月支給 年金引落とし (仮徴収)		10月支給 年金引落とし		12月支給 年金引落とし		2月支給 年金引落とし

- 普通徴収の各納期限は、各月の末日(12月は25日)になりますが、その日が金融機関の休業日の場合は、次の営業日になります。
- 7月の納税通知書発送時点で新たに年金特別徴収に該当した世帯は、普通徴収で第1期から第3期までを納めていただき、残額は10月、12月、2月の年金からの引き落としになります。

■医療費

病気やけがで、医療機関などにかかったときの、医療費の一部負担(患者負担)金の割合は、以下のとおりです。

国保加入者(一般・退職)

	一部負担金の割合
0歳～義務教育就学前	2割
義務教育就学後～69歳	3割
70歳以上75歳未満(高齢受給者証)	2割
現役並み所得者	3割

※義務教育終了前までの児童には別途医療費助成制度があります(75ページ参照)。

※75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上の方は、後期高齢者医療制度の対象となります(68ページ参照)。

※70歳になる方には、70歳になる月(1日生まれの方は誕生月の前月)の末日までに「高齢受給者証」を送付します。高齢受給者証は毎年8月に更新します。

■高額療養費

同じ方が同じ月内に医療機関などで支払った医療費が自己負担限度額を超えたときは、超えた金額があとで払い戻されます。自己負担限度額は以下のとおりです。

ただし、入院時食事代の標準負担額や保険診療外のものとは計算の対象となりません。また、70歳未満の方の場合、同じ月内に同じ医療機関で支払った一部負担金が21,000円に満たないものも、計算の対象となりません。(同じ医療機関の場合でも、入院分と外来分、歯科分は、それぞれ区別します。)

なお、医療機関で薬剤の処方にて処方せんが交付され、その処方せんに基づき他の医療機関で同じ月内に薬剤の処方があった場合、それらは同じ医療機関とみなし、合計して一部負担金が21,000円以上のものは計算の対象となります。

後期高齢者医療制度の方は68ページ参照。

自己負担限度額

(1) 70歳未満の方

区分	所得要件(*1)	自己負担限度額
ア 上位所得者	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当(*3):140,100円】
イ 上位所得者	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当(*3):93,000円】
ウ 一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当(*3):44,400円】
エ 一般	210万円以下	57,600円 【多数回該当(*3):44,400円】
オ 低所得者	住民税非課税(*2)	35,400円 【多数回該当(*3):24,600円】

*1 同一世帯のすべての国保加入者(国保に加入していない世帯主を除く)の基礎控除後の所得の合計額

*2 同一世帯のすべての国保加入者(国保に加入していない世帯主を含む)が、住民税非課税・免除の場合

*3 過去1年間に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額

(2) 70歳以上の方

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並みⅢ(*1) 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当(*6)140,100円】	
現役並みⅡ(*2) 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当(*6)93,000円】	
現役並みⅠ(*3) 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当(*6)44,400円】	
一般	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 【多数回該当(*6)44,400円】
低所得者Ⅱ(*4) (住民税非課税)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(*5) (住民税非課税・年金収入80万円以下)	8,000円	15,000円

*1 「現役並みⅢ」とは、同一世帯に課税所得が690万円以上ある70歳以上の国保加入者がいる方をいいます。

*2 「現役並みⅡ」とは、同一世帯に課税所得が380万円以上690万円未満の70歳以上の国保加入者がいる方をいいます。

*3 「現役並みⅠ」とは、同一世帯に課税所得が145万円以上380万円未満の70歳以上の国保加入者がいる方をいいます。

*4 「低所得者Ⅱ」とは、住民税非課税世帯に属する方をいいます。

*5 「低所得者Ⅰ」とは、住民税非課税世帯に属する方で、年金以外の所得が0円で、かつ年金収入がある場合は各人の年金収入が80万円以下の世帯の方をいいます。

*6 多数回該当とは、過去1年間に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額です。

また、会社の健康保険などの加入者本人が後期高齢者医療制度に移ったことにより、被扶養者が国保に加入した場合、移行した月の自己負担限度額は、それぞれの制度で半額ずつになります。

高額療養費に該当する世帯の世帯主には、原則として診療を受けた月の3か月後の中旬くらいに申請書を送ります。

■高額な外来診療・入院時の医療費

「認定証」などを病院などの窓口で提示することにより、支払いが自己負担限度額までとなります(事前の申請が必要な場合があります)。

病院などの窓口で提示する「認定証」など

高額な診療を受ける方	「認定証」など	事前の手続き
・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯の方 ・70歳以上の現役並みⅡ、Ⅰの方	「限度額適用認定証」または「限度額適用・食事療養標準負担額減額認定証」+「保険証」	「認定証」の申請が必要
・70歳以上75歳未満で、一般、現役並みⅢの方	「高齢受給者証」+「保険証」	不要

■出産育児一時金

加入者が出産したとき、世帯主の申請により42万円(令和5年1月1日出産日以後46万円)が支給されます。妊娠12週(85日)以上であれば、死産・流産(この場合は、医師の証明書が必要)でも支給されます。他の健康保険から支給される場合は対象になりません。

・直接支払制度

出産育児一時金を出産費用として、医療機関等が、加入者に代わって受け取る制度です(同意が必要です)。

この制度を利用すると、加入者が医療機関等の窓口で負担する出産費用は出産育児一時金の支給額(42万円)を超えた分だけで済みます。出産費用が42万円(令

和5年1月1日出産日以後46万円)未満の場合は、世帯主の申請により差額が支給されます。なお、一部の医療機関では直接支払制度を導入していませんが、同様の趣旨により受取代理制度を利用できる場合があります。

■葬祭費

加入者が亡くなったとき、葬祭を行った方に5万円が支給されます。

・申請には葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状・領収書など)、亡くなった方の保険証、申請者の印鑑、口座番号がわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・口座番号がわかるもの)が必要です。

■結核・精神医療給付金の申請

・結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担医療を受けている方(患者票が交付されている方)で市区町村民税が非課税(18歳未満の場合はその世帯主が非課税)の方に、自己負担相当額(医療費の5%)を給付します。

・精神医療給付金

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(精神通院医療に限る)を受けている方(自立支援医療受給者証(精神通院)が交付されている方)で、国保加入者全員の市区町村民税が非課税の世帯に属する方に、自己負担相当額(医療費の原則10%)を給付します。

国民健康保険の保健事業

■特定健康診査・特定保健指導 保険年金課 ☎042(346)9529
40歳から74歳までの国保加入者を対象とした、主に生活習慣病の予備群の早期発見と改善に重点を置いた健康診査と保健指導です。対象者には、市から健診や保健指導に必要な書類をお送りします(58ページ参照)。

■人間ドック等利用費補助

30歳以上の国保加入者が、国内の医療機関で人間ドックか脳ドックを受診したときは1万円、人間ドック及び脳ドックを受診したとき(人間ドックと脳ドックの両方の検査項目がすべて含まれる検査を受診したときを含む)は、2万円を補助します。

※申請は年度一人1回までです。同じ年度に、人間ドックと脳ドックを別々に受診した際は、必ず同時に申請してください。

※受診料金が上限金額に満たない場合は、実際の受診相当額までを補助します。

※受診日の翌日から1年以内に申請してください。

※国保税に滞納があるときは、人間ドック等利用費補助の申請はできません。

※申請には、人間ドックまたは脳ドックの受診結果(写可)、領収書、受診者の印鑑(受診した本人が申請する場合は不要)、振込先のわかるもの(通帳・カード)が必要です。

国民年金

国民年金の加入

保険年金課 ☎042(346)9531

■国民年金の加入者

第1号被保険者…日本国内に住んでいる自営業・自由業者・学生などで20歳以上60歳未満の方

第2号被保険者…会社員や公務員など職場の年金(厚生年金保険、共済組合)に加入している方

第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

■保険料

第1号被保険者、任意加入被保険者の保険料は、月額16,590円(令和5年度は、月額16,520円)。さらに付加保険料月額400円を納めると、より多くの年金が受けられます。第2号被保険者と第3号被保険者は、配偶者の加入する職場の年金が制度全体として負担します

ので、自分で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当(非該当)する場合は、配偶者の勤務する会社または共済組合を通じて届け出をします。

■任意加入被保険者

①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方(年金額を満額に近づけたい方や受給資格期間が足りない方)

②海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方

③65歳以上70歳になるまでの間に受給権を確保できる昭和40年4月1日以前生まれの方(ただし、受給権を確保できる月まで)

※平成29年8月から、受給資格期間が65歳以前に10年以上ある方を除く。

④日本に住所がある被用者年金制度の老齢(退職)年金を受けられる20歳以上60歳未満の方

年金の種類	支給要件	年金額
老齢基礎年金 (大正15年4月2日以降に 生まれた方)	保険料を納めた期間や免除を受けた期間(受給資格期間)が10年以上ある方が65歳になったときに支給されます。 ただし、生年月日により21年から24年の加入期間でも受けられます。	777,800円 (加入可能年数すべての期間を納付済みの場合)
障害基礎年金	加入中に病気やけがなどで日常生活に著しく支障がある障がいの状態になったときに支給されます(一定の納付要件があります)。 20歳前に初診日のある障がい者も20歳になると受けられます。	1級 972,250円 2級 777,800円
遺族基礎年金	加入者、または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方などが亡くなったときに18歳到達年度の末日を経過していない子ども(障がい者は20歳未満)と生活している妻または夫、18歳到達年度の末日を経過していない子ども(障がい者は20歳未満)に支給されます(一定の納付要件があります)。	妻または夫と子ども1人の場合 1,001,600円 基本 777,800円 加算 223,800円
寡婦年金	第1号被保険者として、老齢基礎年金の受給資格期間のある夫(婚姻期間10年以上)が何年も年金を受けずに亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。	夫の第1号被保険者の納付した期間について計算した老齢基礎年金額×3/4
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何年も年金を受けずに亡くなったとき、その遺族に支給されます。	保険料を納めた期間に応じて120,000円~320,000円
短期在留外国人脱退一時金	保険料を6か月以上納めた短期在留外国人が、年金を受けないまま帰国したときに支給されます(一定の受給要件があります。手続きは年金事務所です)。	保険料を納めた期間に応じて49,770円~497,700円
特別障害給付金	国民年金に任意加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者(下記)に支給されます。 ①平成3年3月以前に国民年金に任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金保険、共済組合等の加入者)の配偶者 これらの方のうち、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(障がいの原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方が対象になります。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。	障害基礎年金1級相当に該当する方 月額 52,300円 障害基礎年金2級相当に該当する方 月額 41,840円

4 市税、国保、年金
国民年金、戦没者等の遺族

健康保険、厚生年金保険などは

武蔵野年金事務所 ☎ 0422 (56) 1411

法人事業所に常時働いている方は、強制的に健康保険、厚生年金保険の被保険者になります。その他、強制適用されない事業所に働く方も、一定の手続きにより被保険者になれます。

旧軍人・軍属、戦没者等の遺族に対する援護

旧軍人・軍属等に対する援護

東京都福祉保健局生活福祉部計画課
☎ 03 (5320) 4078

戦傷病者の手帳の交付や障害年金、戦没者の遺族年金や公務扶助料および旧軍人・軍属の恩給等の相談に応じています。

戦没者等の遺族に対する援護

生活支援課 ☎ 042 (346) 9537

戦没者等の妻に対する特別給付金や、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求を受付けています。

5

快適な生活環境

ごみ、リサイクル

2019年4月1日から家庭ごみの有料化・戸別収集が始まりました。

一人ひとりの工夫でごみの減量・資源化を進めていきましょう。収集日や出し方など、詳しくは、「資源とごみの収集カレンダー」や「資源とごみの出し方」のパンフレットなどをご覧ください。

資源循環課 ☎ 042 (346) 9535



リサイクルセンター

リサイクルセンターには、資源循環課の窓口や見学設備のほか、リプレこだいら（粗大ごみ再生展示販売施設）が併設されており、ごみに関することを総合的に取り扱う施設となっています。

また、ビンやカンを中心とした資源物の中間処理も行っています。

その他、令和4年3月より敷地内にリサイクルセンター広場がオープンしました。

住所：小平市小川東町5丁目19番10号

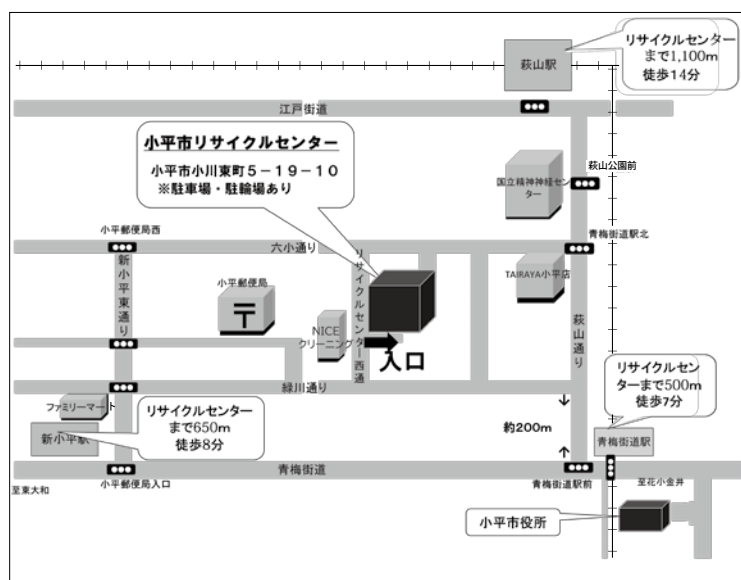
（西武多摩湖線「青梅街道」駅より徒歩約7分）

電話番号：042 (346) 9535（資源循環課）

F A X：042 (346) 9555（資源循環課）

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

※リプレこだいらの営業日は50ページをご覧ください。



ご家庭の資源・ごみの出し方

■家庭ごみ有料化

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装」は有料の指定収集袋での収集品目です。それ以外の品目については、品目別に中身が確認できる透明か半透明の袋に入れるか、ひもで束ねて出してください。

※資源やごみは袋の中に納め、必ず口を結んで出してください。

■戸別収集

戸建住宅はご自宅の敷地内の、道路際などの確認しやすい場所に、集合住宅は敷地内の集積所へ、収集日の当日朝8時までに出してください。

※道路上に出すと交通の妨げになるおそれがあるため、必ず各戸の敷地内に出してください。

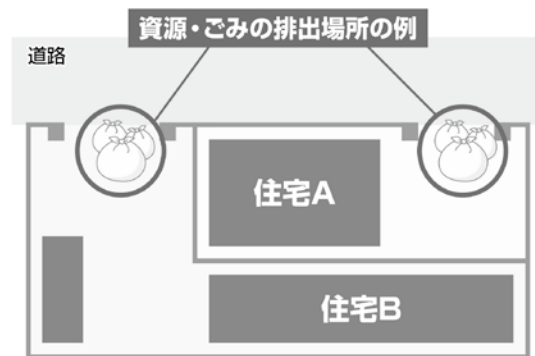
指定収集袋の種類	袋のサイズ（容量）	1組（10枚）の価格
燃やすごみ （黄色）	特小（5ℓ）	100円
	小（10ℓ）	200円
燃やさないごみ （乳白色）	中（20ℓ）	400円
	大（40ℓ）	800円
プラスチック製 容器包装 （青色）	小（10ℓ）	100円
	中（20ℓ）	200円
	大（40ℓ）	400円

※燃やすごみ用と燃やさないごみ用の袋は別々の袋となります。

※一部の指定収集袋販売店で、袋のばら売りをしています。

詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

新居に引っ越された、新築の集合住宅が完成したなど、収集を始める場合は、収集開始日の土曜・日曜・祝日・年末年始を除く2日前までに資源循環課へご連絡ください。年末年始を除き、祝日も収集します。
※一度に大量の資源やごみが出ると、その日の収集に支障があります。資源やごみは減量を心がけ、計画的に出してください（1回の収集につき品目ごとに5袋・5束まで）。



■収集地区

	町名
A地区	中島町、たかの台、小川町1丁目、栄町、小川西町
B地区	小川町2丁目、小川東町、学園東町、仲町
C地区	上水新町、上水本町、津田町、学園西町
D地区	美園町、天神町、大沼町、花小金井
E地区	上水南町、喜平町、回田町、御幸町、鈴木町、花小金井南町


■収集回数

収集日や品目は、各地区ごとの「資源とごみの収集カレンダー」をご覧ください。

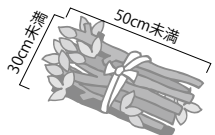
品目	収集回数
燃やすごみ	毎週2回
燃やさないごみ	4週に1回
プラスチック製容器包装	毎週1回
プラスチック製容器包装以外の資源 (ビン・カン・ペットボトル・紙類・段ボールなど)	2週に1回

■収集品目と出し方

品目の分類については、「資源とごみの収集カレンダー」や「資源とごみの出し方」のパンフレットなどをご覧ください。

有料で収集する品目	出し方
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・有料の指定収集袋（黄色）に入れる。 ・生ごみ、ティッシュ、汚れたプラスチック製容器包装、革製品、ビニール製品、ゴム製品（シリコン製品を含む）、15cm未満のプラスチック製品など ・竹ぼうきなどの指定収集袋に入らないものは、粗大ごみ。解体して指定収集袋に入れる場合は、必ず口を結ぶ。
燃やさないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・有料の指定収集袋（乳白色）に入れる。 ・陶磁器、ガラス製品、15cm以上のプラスチック製品、金属類など ・傘などの棒状で1m未満のものは、半分以上入る大きさの指定収集袋に入れ、必ず口を結ぶ。1m以上の長さがあり、1m未満に解体できないものは、粗大ごみ
プラスチック製容器包装 ( マークのついたもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・有料の指定収集袋（青色）に入れる。 ・トレイ、ボトル、パック、カップめん容器、弁当容器、キャップ、ラベル、レジ袋、お菓子の袋など ・汚れたものは、燃やすごみ ・プラスチック製でも商品を入れた容器や包装でないものは対象外

無料で収集する品目	出し方
ビン（飲料、酒類、調味料、食品類など）	中身を空にして、水で軽くすすぐ。
カン（飲料、お菓子、缶詰、のりなど）	品目ごとに分けて、透明か半透明の袋に入れる。かごやバケツに直接入れて出すこともできます。
ペットボトル（飲料、しょう油、酒類、みりんなど）	キャップやふたは、素材によってカンやプラスチック製容器包装や燃やさないごみに分別する。 ※ペットボトルのキャップとラベルはプラスチック製容器包装の指定収集袋に入れる。
スプレー缶・ガスカートリッジ缶	中身を使い切る（缶の穴あけは不要）。
ライター	品目ごとに分けて、透明か半透明の袋に入れる。かごやバケツに直接入れて出すこともできます。
金属製のなべ・やかん・フライパン	品目ごとに分けて、透明か半透明の袋に入れる。かごやバケツに直接入れて出すこともできます。
電池（乾電池、ボタン電池など）	
水銀体温計・水銀血圧計	
蛍光管	通行人や収集作業員がけがをしないように、空き箱に入れるなど割れないようにする。
新聞紙	ひもで十字にしぼるか、紙袋に入れる。
段ボール（断面が波打っているもの）	ひもで十字にしぼるか、段ボールだけで出す。
雑誌・本・雑がみ	ひもで十字にしぼるか、紙袋に入れる。
シュレッターにかけた紙類	透明か半透明の袋に入れる（ほかの紙資源とは分ける）。
古布類（古着・古布、ぬいぐるみ、かばん、帽子、ネクタイ、ベルト）	透明か半透明の袋にまとめて入れる。雨の日には出さないでください（ぬれると燃やすごみになってしまいます）。
ふとん（綿、羊毛、化繊、羽毛）	ひもで十字にしぼる。雨の日には出さないでください（ぬれると燃やすごみになってしまいます）。
枝木、草葉	枝木は直径 10 cm 未満の枝木が対象です（左図のように束ねてください）。一回の収集で 5 束まで、長い枝木や直径 10 cm 以上の枝木、6 束以上まとめて出す場合は粗大ごみ。落ち葉・草だけを透明か半透明の袋に入れる。一回の収集で 5 袋まで
紙おむつ	紙おむつだけを透明か半透明の袋に入れる。布おむつは燃やすごみの指定収集袋に入れる。



事業系の資源・ごみの出し方

事業者は、市の許可を受けた収集運搬業者と直接契約して処理してください。

ただし、1日平均10kg未満を排出する事業者は、下の指定収集袋などを購入して出すこともできます。指定収集袋などはスーパー、コンビニ等で購入できます。取扱店は、市のホームページや「資源とごみの出し方」のパンフレットをご覧ください。

指定収集袋などの種類	価格
燃やすごみ・燃やさないごみ用	45ℓ相当 3,000円(10枚1組)
	20ℓ相当 1,300円(10枚1組)
	10ℓ相当 600円(10枚1組)
資源物用袋 (プラスチック製容器包装、ビン、カン、ペットボトルなど)	45ℓ相当 1,200円(10枚1組)
	20ℓ相当 500円(10枚1組)
	10ℓ相当 200円(10枚1組)
資源物用ひも(新聞紙、雑誌・本・雑がみ、段ボールなど)	100m 7,200円(1巻)
	50m 3,600円(1巻)

拠点回収を利用して資源やごみを減らしましょう

■小型家電回収ボックス

市役所、リサイクルセンター、東部・西部市民センター、市内図書館（中央・喜平・上宿・津田・大沼）、なかまちテラス、鈴木公民館、上水新町地域センターに回収ボックスを設置しています。

・回収対象品

携帯電話、ゲーム機、ドライヤー、カメラ、ラジオなど、回収ボックスの投入口（たて11cm、よこ24cm）に入るもの。ACアダプターやケーブルのみでも可能です。投入口に入らないものは燃やさないごみへ。

※個人情報が含まれる製品は、情報等を消去してからお出してください。

※詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

■トレイ、ペットボトルなどの店頭回収

市内や市外の小売店の店頭で回収ボックスがあります。各店舗のルールを守ってご利用ください。詳しくはパンフレットや小平市ホームページをご覧ください。

■リサイクルきゃらばん（陶磁器食器、小型家電、未利用食品、廃食油、紙パック、雑貨の拠点回収）での回収

年に4回程度、日時と場所を予め定め実施しています。市報や小平市ホームページでお知らせいたします。

- ・陶磁器食器の回収…茶わん、皿など
- ※リサイクルセンターで常時回収しています。
- ※割れた物も可、汚れたものは洗ってください。食器でないもの（灰皿、花瓶など）、ガラス製のもの、直火で使用するもの（土鍋など）、シールが貼つてあるもの（はがせば可）は不可。
- ・小型家電の回収…携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、桌上計算機、ACアダプターほか（粗大ごみや事業系のもの不可）
- ・未利用食品の回収…お米、缶詰、インスタント・レトルト食品、パスタなどの乾物、コーヒー、お茶、調味料など
- ※こだいら生活相談支援センター（福祉会館4階）で常時回収しています。
- ※回収できる食品の条件…未開封で包装や外装が破損していないもの、賞味期限が明記されており、またそれが一ヶ月以上先のもの。生鮮食品不可、瓶詰め食品不可。
- ・廃食油の回収…未使用可、ラードやバター等の動物性油不可、食用以外の油不可
- ※リサイクルセンターで常時回収しています。
- ・紙パックの回収
- ・雑貨交換…まだ使えるおもちゃ、ぬいぐるみ（30cm未満）、育児用品とポケットティッシュや菓子との交換
- ※いずれも事業系ものは不可。
- ※回収できないものは、お持ち帰りください。

■使用済みインクカートリッジ

市役所、リサイクルセンターに回収ボックスを設置しています。

- ※回収対象品…次の企業の純正カートリッジ。
ブラザー工業(株)、ブラザー販売(株)、キヤノン(株)、キヤノンマーケティングジャパン(株)、セイコーエプソン(株)、エプソン販売(株)、(株)日本 HP
- ひどく壊れたものは燃やすごみへ

■小型充電式電池

リサイクル協力店（電気店）、市役所、リサイクルセンター、東部・西部市民センター、図書館（中央、喜平、上宿、津田、大沼）、なかまちテラスに回収ボックスを設置しています。

※ビニールテープで端子部を絶縁してお持ちください。

※乾電池、ボタン電池、バッテリー、携帯電話の電池は対象外です。

■紙パック、白色トレイの拠点回収

公共施設に回収ボックスがあります。詳しくはパンフレット、小平市ホームページをご覧ください。

- ・紙パック

内側をアルミコーティングしてあるものも可

- ①中身を空にしてすすぐ→②切り開く→③乾かす
- ※プラスチック製のふたは、はずしてプラスチック製容器包装へ。

- ・白色トレイ

- ①洗う→②乾かす

※色付きトレイはプラスチック製容器包装へ。

■粗大ごみの出し方

①粗大ごみ受付センターへ申し込む

小平市粗大ごみ受付センター ☎ 03 (5715) 1774 へ申し込んでください。番号をお確かめのうえ、かけ間違いのないようにお願いします。

受付 月曜～土曜日（祝日を含み、年末年始を除く）

午前8時30分～午後6時

※あらかじめ、品物の大きさを確認してください。

※窓口で申し込む場合は、資源循環課窓口（リサイクルセンター内）にお越しください。

受付 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

※インターネットでも収集申込みを受け付けています。詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

②小平市の廃棄物処理シールを購入

廃棄物処理シール取扱店で購入してください。

※最寄りの取扱所が不明の場合は、申込みの際にご案内します。

③廃棄物処理シールを貼って敷地内に出す

廃棄物処理シールに必要な事項を記入のうえ、確認しやすいところに貼ってください。

留守中でも収集できる道路際などの場所に出してください。

※集合住宅などは敷地内の集積所に出してください。

④収集

・通常、受付日の翌日または翌々日から4日以内に収集します（土曜・日曜日、祝日を除く）。

・インターネットでの申込みの場合、収集開始日を「お知らせメール」にてご案内します。

※留守中でも収集します。

※品物により、収集車が異なるため、一度にすべて収集されない場合があります。

※年末年始や、申込みが混み合っているときは、日数がかかる場合があります。

※粗大ごみを解体などして有料の指定収集袋で出すこともできます（ただし、暖房器具は大きさにかかわらず粗大ごみ）。

※ガス器具、ふろ器具などの取り替えのときには、販売店・工事店などに引き取ってもらってください。

※収集後、リサイクル製品として再生展示販売される場合もありますのでご了承ください。

※会社や店、事業所から出る粗大ごみは収集していません。

■エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分方法（家電リサイクル）

上記の家電製品は市では処理できません。

- ・新しく買い替える場合や購入した店がわかる場合
製品を購入した小売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払って引き取ってもらえます。料金は引き取りを求める際にお店にご確認ください。
- ・購入したお店がわからない、遠方などで購入したお店に収集をお願いできない場合

①製品のメーカー名や大きさ（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫のみ）を事前に確認してから、ゆうちょ銀行または郵便局（貯金窓口）で家電リサイクル料金を振り込みます。

※メーカーや大きさによりリサイクル料金が異なります。

②製品の収集運搬を収集運搬業者に依頼するか（有料）、製品をみずから指定引取場所に持ち込みます。

※製品の収集を市内の収集運搬業者をお願いする場合の申込みは、小平市清掃事業協同組合「事務センター」☎042（313）8491が代表で受け付けます。

※製品をみずから指定引取場所に持ち込む場合は、小平市ホームページをご覧ください。資源循環課へお問い合わせください。

③支払い済みの家電リサイクル券を収集運搬業者や指定引取場所に渡してください。

■パソコンの処分方法

- ・パソコンメーカーに依頼する。

各メーカーに直接申し込んでください。また、製造業者のない自作パソコンなどは、パソコン3R推進協会☎03（5282）7685へ申し込んでください。

出し方、費用など、詳しくは各メーカーへ問い合わせていただくか、パソコン3R推進協会のホームページ（<http://www.pc3r.jp>）でご確認ください。

- ・国の認定事業者（リネットジャパン（株））に依頼する。

インターネット（パソコンまたはスマートフォン）又はFAXにより申し込むと、宅配業者が希望日時にご自宅へ伺い、回収します。専用FAX用紙は資源循環課にあります。料金は、小平市からの回収に限り無料です。（オプションサービスは有料です。）詳しくは、リネットジャパン（株）のホームページ（<http://www.renet.jp>）で確認して、お申し込みください。

■市では処理できないもの

次のものは、市の施設では処理できません。販売店や廃棄物処理業者へお問い合わせください。

- ・バッテリー・タイヤなどの自動車部品、バイク（50ccを超えるもの）、消火器、プロパンガスのボンベ、耐火金庫、ピアノ、灯油、薬品、農薬、建築廃材、コンクリート、ブロック、石、砂、土など

スマートフォン・タブレット端末用ごみ分別アプリ配信

スマートフォンやタブレット端末向けに「ごみ分別アプリ」（インストール料金：無料）を配信しています。

※通信費は利用者の負担となります。ごみの出し方・分け方など、ごみに関する情報を簡単に確認できるアプリです。

■アプリの入手方法

下のQRコードを読み取るか、「App Store」か「Google Play」にアクセスし検索キーワードに『小平市 ごみ』と入力して、インストールしてください。



Android端末用
※Android、Google Playは、Google Inc.の商標または登録商標です。



iOS端末用
※iOS、App Storeは、米国および他の国々で登録されたApp Inc.の商標です。

食物資源(生ごみ)の堆肥化

市では、生ごみを「食物資源」と位置づけ、堆肥化する食物資源循環事業に取り組んでいます。

専用バケツで週1回、生ごみを回収します。3世帯以上のグループでの申込みが必要です。

また、家庭や事業所から出される食物資源を自家処理するために、食物資源（生ごみ）処理機器を購入した場合、その金額に応じて補助金を交付しています（詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。資源循環課へお問い合わせください）。

資源回収団体への補助

自治会や子ども会などのグループで資源を回収する団体へ、回収量に応じて補助金を交付しています。登録が必要です。資源循環課へお問い合わせください。

リサイクルセンターの施設見学

見学時間：午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■個人見学

ご予約は不要です。

■団体見学

事前に資源循環課へお問い合わせください。

リプレこだいら（粗大ごみ再生展示販売施設）

☎042（343）7377

営業時間：午前10時から午後5時まで（水曜・木曜・年末年始を除く）

木製家具などの粗大ごみやリサイクル自転車を、公益社団法人小平市シルバー人材センターの会員が修理し、安価で販売しています（有料で配送も承ります）。

また、お持ちの家具・自転車の修理も有料で承ります。

詳しくはお問合せください。

生活用品交換コーナー

家庭で不要になったが捨てるにはもったいない、また、買おうかどうか迷っているという方のために、生活用品のリユース情報を提供しています。情報の一覧は、リサイクルセンター、東部・西部出張所、健康福祉事務センター2階、小平市ホームページでご覧になれます。

※登録は資源循環課へ。登録期間は約3か月です。その間、登録の品物の保管をお願いします。

よりよい環境をめざして

公害について

公害についての相談・問合せは
 環境政策課 ☎ 042 (346) 9536
 光化学スモッグ情報を知りたいときは
 東京都大気汚染情報テレホンサービス
 (小平市は「多摩北部」です) ☎ 03 (5320) 7800
 ・東京都環境局ホームページ <http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/>



・メール受信サービス (携帯電話可)
<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/regist.html>

空き地は適正に管理を

環境政策課 ☎ 042 (346) 9536
 空き地の雑草は害虫発生や火災などの原因になります。
 空き地の所有者 (管理者) は、雑草を除去するなど常に
 適正管理を心がけるように条例で義務づけられています。
 なお、自己処理ができない方のために、雑草除去の
 委託制度 (有料) があります。

犬を飼うには

環境政策課 ☎ 042 (346) 9536
 生後91日以上飼育犬は、生涯に1回の登録が必要で
 す。また、転入時等、登録情報の変更があったときには
 変更届が必要です。環境政策課または東部・西部出張所、
 動く市役所へ届け出をしてください。環境大臣指定登録
 機関にマイクロチップ情報等を登録・変更登録をしてい
 る場合は、市への届出があったものとみなされ、市への
 手続きは不要です。また、毎年、4~6月に狂犬病予防注
 射を受けなければなりません。動物病院で注射を受け、
 狂犬病予防注射済証を持参し、環境政策課または東部・
 西部出張所、動く市役所で狂犬病予防注射済票の交付を受け
 てください (集合注射は4月に行う予定です)。

動物病院一覧

動物病院名	所在地	電話番号
こだいら西動物病院	上水新町1-24-37	042 (344) 9919
アイ動物病院	小川町1-249-7	〃 (344) 2606
ぴあ動物病院	小川町1-459-14	〃 (308) 1199
すいれん動物病院	小川町1-783-2	〃 (349) 2777
三日月どうぶつ病院	小川町1-1102	〃 (313) 5551
つむぐ動物病院	小川西町3-2-8	〃 (207) 1151
しみず動物病院	小川東町1-31-9	〃 (341) 4555
内山動物病院	上水本町1-29-17	〃 (325) 5290
加藤動物病院第2	上水本町4-3-13	〃 (328) 7700
草創舎動物病院	学園西町2-11-33	〃 (346) 8877
東京ウエスト動物病院	学園東町29-43	〃 (349) 7661
アカシア動物病院	仲町210-2アベニューハイツ石川101	〃 (343) 9219
加藤動物病院	仲町505	〃 (344) 1822
栗本動物病院	回田町251-8	〃 (323) 4567
にれのき動物病院	天神町2-10-19	〃 (313) 4676
花小金井動物病院	花小金井南町1-13-20	〃 (452) 5841
コジマ花小金井動物病院	花小金井4-4-12	〃 (469) 4111
まこと動物病院	花小金井6-26-20	〃 (461) 8876

市道の街路灯が消えていたら

交通対策課 ☎ 042 (346) 9827
 街路灯は、夜間の交通安全や防犯のために設置され
 た道路照明です。市道上の街路灯は、LED 灯で、現在約
 8,700 基ほどあります。
 市ではパトロールを実施
 して、故障した街路灯の
 早期発見・早期修理に努
 めていますが、近くの街
 路灯が消えていたときは、
 市のマークが入った緑色
 の管理プレートの番号を
 ご連絡ください。ご協力
 をお願いします。



(例) 管理番号 小平市 04335

生活排水などのくみ取りは

資源循環課 ☎ 042 (346) 9535
 くみ取り式トイレ、台所の吸込槽、浄化槽を使用し
 ているご家庭は、速やかに公共下水道への接続を願いま
 す。

- くみ取り式トイレの家に住むときは
 し尿くみ取りの申込みが必要です。資源循環課へ申し
 込んでください。くみ取り料金は1世帯当たり月額
 2,000 円です。
- 浄化槽の保守点検・清掃
 処理方式により異なりますが標準的な例として、保守
 点検はバッキ型が3か月に1回、腐敗型が6か月に
 1回です。また、清掃はバッキ型が6か月に1回、腐
 敗型は1年に1回必要となります。浄化槽の保守点検・
 清掃は、直接許可業者へ申し込んでください。

私道の整備

工事費の補助について

道路課 ☎ 042 (346) 9548

私道の整備（舗装・排水設備・砂利敷きなど）について、申請に基づき市で工事を行い、工事費の9割を補助しています。

原則として、幅員4m以上の道路を対象としています。

私道の受け入れ

道路課 ☎ 042 (346) 9824

公道から公道等に接続し、幅員が4m以上の建築基準法上の道路であり、また、適切な隅切りがあり、越境物がないなどの一定の条件が整っている私道については受け入れを行っています。詳しくは、お問い合わせください。

みどりを守り、育てよう

水と緑と公園課 ☎ 042 (346) 9830

市では、今ある緑を守り、また新しい緑をつくり出すために、次のような制度を実施しています。

なお、保存樹林、保存竹林の指定を受けると、固定資産税・都市計画税が免除されます。

■生垣造成費補助

隣接地との境界部分（隣接地が道路の場合は幅員が4m以上であること）に設置される高さ約0.8m以上、総延長2m以上の生垣が対象になります。



補助内容	補助金額
生垣造成費用	造成費用の9割以内で、 1m当たり 14,000円 1件当たり 280,000円まで
既存ブロック塀などの撤去費用	撤去費用の9割以内で、 1m当たり 6,000円 1件当たり 120,000円まで

■保存樹木、保存樹林などの指定

種類	対象	補助金額
保存樹木	幹の太さが、地上から1.5mの位置で周囲1.5m以上あり、高さ15m程度以上の樹木	隣地から10m以内に位置する樹木は、 せんてい費の1/2 (1本につき50,000円以内・5年に1度)
保存樹林	木の高さが5m程度以上の樹木の集団で、面積が330m ² 以上の樹林	1m ² につき 年額 8円
保存竹林	竹の高さが10m程度以上の集団で、面積が330m ² 以上の竹林	1m ² につき 年額 8円
保存生垣	生け垣の高さが1m以上の樹木の集団で、長さが30m程度以上の生け垣	1mにつき 年額 300円



上・下水道など

水道の使用開始・中止の届け出

東京都水道局多摩お客さまセンター
 固定電話からは☎ 0570 (091) 100 (ナビダイヤル)
 携帯電話からは☎ 042 (548) 5100 または上記番号
 東京都水道局小平サービスステーション(東京都合同庁舎内窓口)
 小平市に引っ越してきたときや、市内で転居したときは、「水道使用開始申込書」を提出または上記へ連絡してください。
 また、転出・転居するときは、4・5日前までに「使用中止」をご連絡ください。

水道料金・下水道使用料の支払いは

東京都水道局多摩お客さまセンター
 固定電話からは☎ 0570 (091) 101 (ナビダイヤル)
 携帯電話からは☎ 042 (548) 5100 または上記番号
 東京都水道局小平サービスステーション(東京都合同庁舎内窓口)
 検針と料金の請求は2か月に1回です。料金は、便利な口座振替、スマートフォン決済、クレジットカード払いまたは請求書により指定金融機関またはコンビニエンスストアなどでお支払いください。また、一部コンビニエンスストアでは、キャッシュレス支払も可能です。
 なお、水道料金などの問い合わせの際は、「お客さま番号」が記載されている「ご使用量のお知らせ」などをご用意ください。

水道・下水道工事は

家屋の新築や、増・改築・撤去のために水道工事が必要なときは、東京都指定給水装置工事事業者へ、下水道工事は、小平市指定下水道工事店へ申し込んでください。(右表)
 なお、工事時間帯や使用材料、工事店によっても費用が異なりますので、作業を依頼する前に作業内容や費用を確認し、納得してから依頼してください。

漏水したときは

東京都水道局多摩お客さまセンター
 固定電話からは☎ 0570 (091) 101 (ナビダイヤル)
 携帯電話からは☎ 042 (548) 5100 または上記番号
 ※漏水事故などの、緊急のご用件については、全日24時間でご案内しています。
 蛇口を全部閉めて、水道メータについている星型のパイロットが回転していれば、メータから蛇口までの給水管での漏水が考えられます。
 漏水したときは、メータボックス内の元栓を閉めて、指定給水装置工事事業者またはメンテナンスセンターに修繕を依頼してください。

水洗トイレに改造するときは

下水道課 ☎ 042 (346) 9559
 水洗化への改造工事は、小平市指定下水道工事店(右表)へ申し込んでください。
 なお、水洗化をしていただくため、改造資金の融資あっせんを行っています。

雨水浸透ます設置費の助成について

水と緑と公園課 ☎ 042 (346) 9831
 雨水浸透施設(ますなど)の設置費用を助成しています。
 申請手続き・工事は、小平市指定下水道工事店(下表)などが代行します。

市内の指定給水装置工事事業者・下水道工事店(令和4年7月現在)

店名	所在地	電話番号
(有)師岡総合設備	小川町1丁目213番地の2	042 (341) 4133
(株)コートテクノサービス	小川町1丁目512番地の50	〃 (313) 6594
(有)稲田工業	小川町1丁目801番地85 103	〃 (344) 1959
入江設備(株)	小川町1丁目1011番地	〃 (341) 2523
(株)大出工業	小川町1丁目2409番地	〃 (344) 7101
村田建設(株)	小川町2丁目2001番地	〃 (342) 0111
(株)小山工業	小川町2丁目2024番地	〃 (342) 1211
足利管工業	栄町2丁目14番1号	〃 (345) 6325
(有)裕季	小川西町4丁目7番9号	〃 (346) 1006
(株)笹間設備	小川東町1丁目16番3号	〃 (341) 1700
△(株)大東建興	小川東町5丁目19番20号	〃 (343) 4651
明孝設備	上水本町1丁目17番6号	〃 (359) 4120
▲高杉商事(株)	上水本町4丁目8番12号	〃 (321) 2682
(株)インフレッチェ	上水本町6丁目12番7号	〃 (320) 1333
(有)島野設備工業	学園西町1丁目11番19号	〃 (341) 3204
(有)川瀬土木	学園西町2丁目18番12号	〃 (344) 3300
(株)加藤工務店	学園西町3丁目28番21号	〃 (343) 2511
井上設備工業(株)	学園東町1丁目7番1号	〃 (343) 0510
東屋水道設備(株)	学園東町3丁目3番12号	〃 (341) 0841
(株)吉田工業所	仲町126番地	〃 (341) 0227
三谷興産(株)	仲町196番地の3	〃 (344) 6666
(株)小平興業	仲町442番地	〃 (341) 2468
東京がスマイルパブリック(株)	仲町445番地1	〃 (347) 1300
央設備工業(株)	鈴木町1丁目123番地33	〃 (323) 4248
(有)島村配管	鈴木町1丁目422番地13	〃 (321) 2888
日昇工業(株)	天神町4丁目14番24号	〃 (328) 3800
(株)リパティ	花小金井7丁目1番7号	〃 (347) 1313
(有)塙建設興業	花小金井南町3丁目7番44号	〃 (461) 8070

※△印については下水工事のみ行います。
 ※▲については調査・清掃のみで、下水工事は行っていません。
 ※工事時間帯や使用材料、工事店によっても費用が異なりますので、作業を依頼する前に作業内容や費用を確認し、納得してから依頼してください。
 ※給水装置工事事業者については、「東京都水道局」ホームページをご覧ください。

自転車・原動機付自転車利用の皆さんへ

交通対策課 ☎ 042 (346) 9549

自転車や原動機付自転車は、通勤、通学、買い物などに身近で便利なことから、多くの方が利用しています。

一方、駅周辺の道路や広場では、一部の心ない人が放置した自転車・原動機付自転車が、大勢の方に迷惑をかけています。

市では、このような放置自転車などを無くし、安全で快適な生活環境を作るため、「小平市自転車等の放置防止に関する条例」を定めています。



条例の内容

■自転車などの利用を自粛しましょう

駅から700m以内に居住または通勤・通学している方は、自転車などの利用を自粛し、健康のためにも歩きましょう。

■自転車には防犯登録と住所・氏名を明記しましょう

盗難防止と所有者の確認のため、自転車の所有者は防犯登録を受けなければなりません。また、住所・氏名を明記するように努めてください。

■放置禁止区域を指定しています

駅周辺の道路や広場を自転車等放置禁止区域に指定し、放置してある自転車などは随時撤去します。

■撤去等費用を徴収します

放置禁止区域や市営自転車駐車場(7日間を超える長期放置車)などから自転車・原動機付自転車を撤去した場合は、返還手続きの際に撤去などに要した費用の一部を、放置した方に負担していただきます。

自転車——— 2,000円

原動機付自転車— 4,000円

なお、撤去自転車保管所における保管期間は2か月間です。保管期間が経過したものは処分しますので、早めに引き取ってください。

■自転車駐車場を利用しましょう

駅周辺には、市が設置した有料・無料の自転車駐車場や民営の有料自転車駐車場があります。自転車などの利用者は必ず自転車駐車場に駐車するようにお願いします。

なお、市営の自転車駐車場に駐車できる自転車は防犯登録を受けたもので、原則として住所・氏名が明記されたものです。

防犯登録内容の変更は

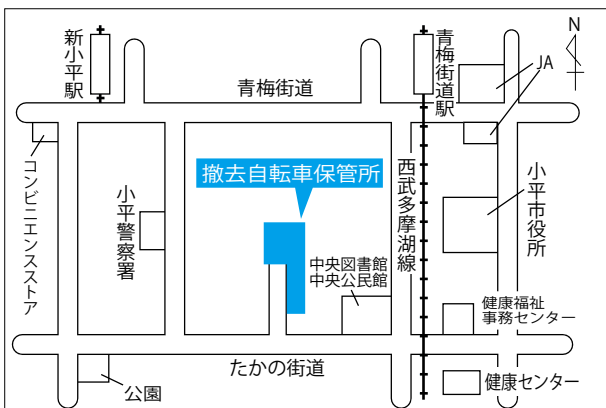
引越しや自転車を譲り受けて、自転車の防犯登録内容(住所、名義等)を変更したい場合は、自転車販売店などで手続きを行ってください。

手続きの詳細や必要なものについては、一般社団法人東京都自転車商防犯協力会へお問い合わせください。

一般社団法人東京都自転車商防犯協力会

☎ 03 (3251) 5621

撤去自転車保管所 案内図



・返還場所 小平市小川町二丁目1307番地の19

小平市撤去自転車保管所

☎ 042 (345) 9282

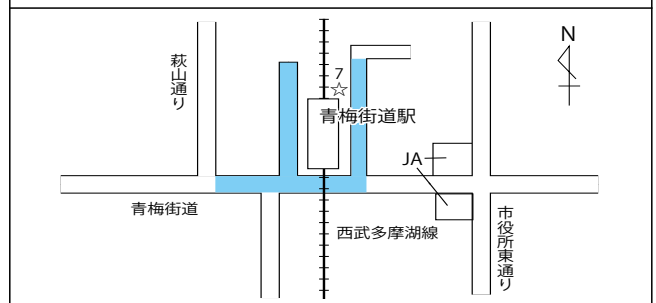
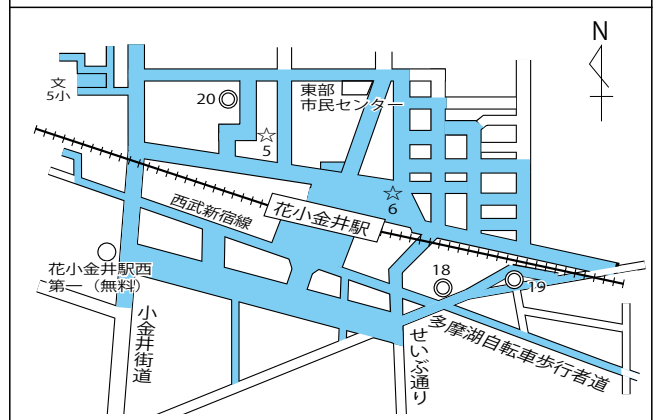
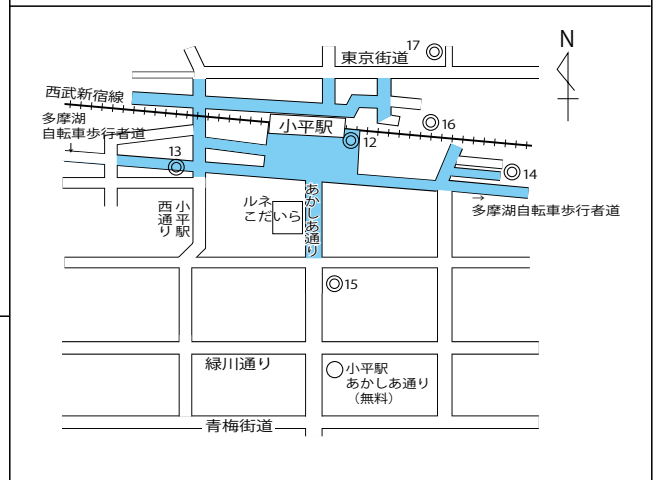
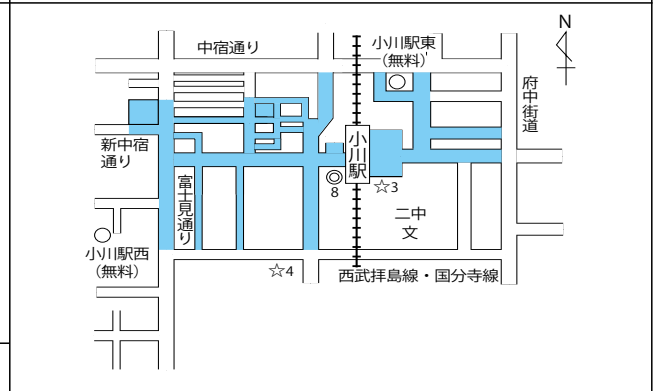
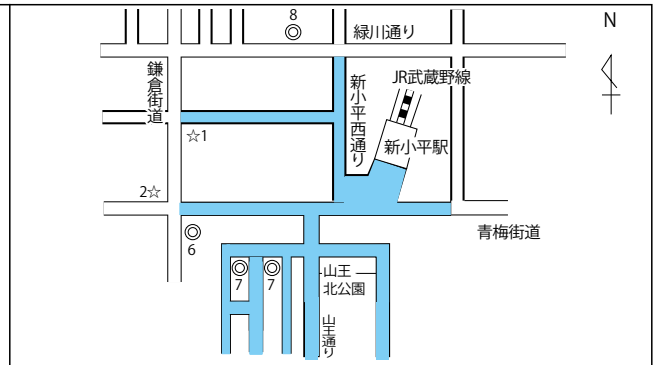
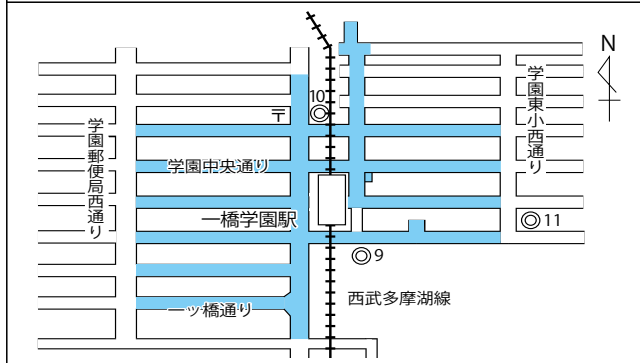
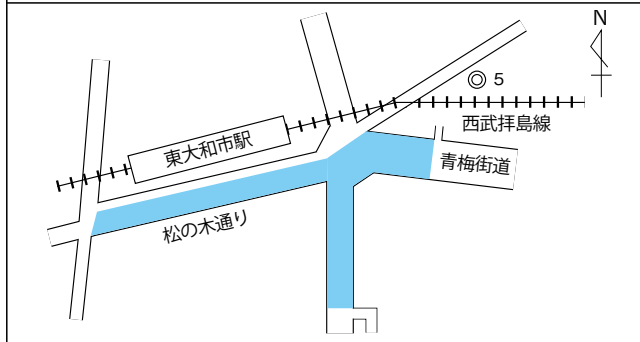
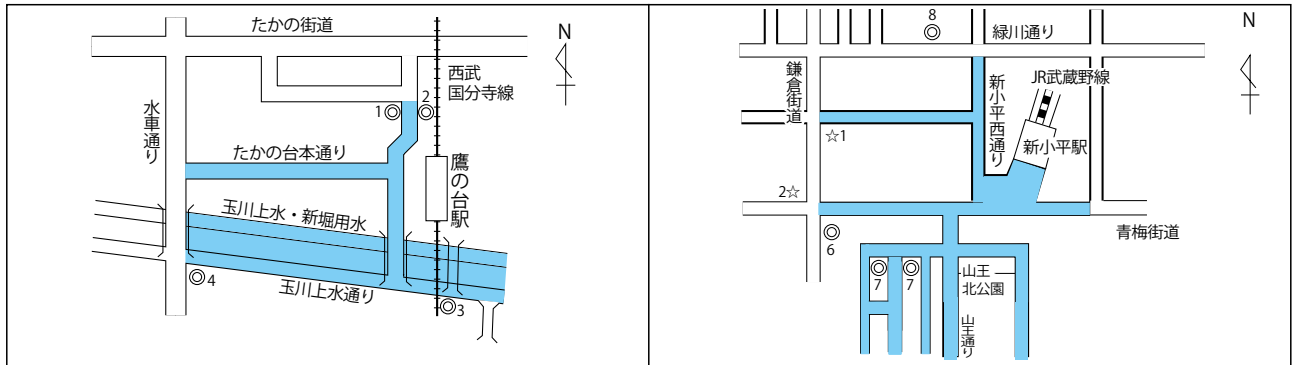
・返還時間 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時
土曜・日曜日、祝日 午前8時30分～正午
※12月29日～1月3日は休み。

・必要なもの ①引き取りに来る方の本人確認ができるもの
(学生証、健康保険証、運転免許証など)

②費用 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

③カギ

④印鑑



◎市営有料自転車駐車場

有料駐車場	電 話	有料駐車場	電 話
1 鷹の台駅北第一	042-342-8099	11 一橋学園駅東	042-345-6661
2 鷹の台駅北第二	042-342-8099	12 小平駅南口	042-345-6881
3 鷹の台駅南	042-326-9299	13 小平駅西	042-342-2042
4 鷹の台駅西	042-347-3553	14 小平駅東	042-345-0678
5 東大和市駅	042-347-2144	15 小平駅ルネこだいら東	042-347-8048
6 新小平駅西	042-345-7730	16 小平駅北第一	042-345-6088
7 新小平駅北	042-345-7730	17 小平駅北第二	042-345-6088
8 小川駅西口	042-343-5345	18 花小金井駅南	042-463-8782
9 一橋学園駅	042-324-9600	19 花小金井駅東	042-463-8782
10 一橋学園北	042-347-1286	20 花小金井駅北	042-468-5322

○市営無料自転車駐車場

7日間を超える長期放置車は撤去します。

☆民営自転車駐車場 (有料)

名称	電 話	最寄駅
1 東京ドリーム新小平駐輪場	080 (6184)8139	新小平
2 東京ドリーム新小平第二駐輪場		
3 西武小川駐輪場	042 (345) 5215	小川
4 大澤第2駐輪場	042 (344) 1552	
5 中島駐輪場	042 (497) 6478	花小金井
6 むらのや駐輪場	042 (463) 8666	
7 西武スマイルパーク青梅街道駅前駐輪場	0120(712) 389	青梅街道

5 快適な生活環境
撤去自転車保管所、
自転車駐車場